

委員会録

- 名称 決算特別委員会
- 日時 平成30年9月14日午前9時30分から至午後4時20分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 吉田哲也 副委員長 竹内きみ代
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 勇 副議長 吉田哲也
議会事務局 局長 島川昌代 書記 今西 靖

平成30年和東町決算特別委員会

○委員長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。

昨日13日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

岡田 勇委員から遅刻の届けが出ております。

委員の皆様をお願いします。

本委員会は、平成29年度の決算特別委員会です。29年度の事務事業の審査に関連する質疑をお願いします。

また、質問をされる委員は、最初に何ページのどの部分かを明確にし、質問をお願いいたします。

まず、最初に、きのうの岡本委員の質問に対して、税住民課長から答弁の申し出がありましたのでお願いします。

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

昨日、岡本委員からご質問いただきました税の減免の申請の件数等でございます。ご報告させていただきます。

まず、固定資産税の減免で公的減免分、公民館なり公園の土地等で使用されている個人の土地に対する減免につきましては、7名、33万3,700円の減免額でございます。災害減免2名、7,500円の減免、生活保護減免15名、21万3,200円の減免でございます。

続きまして、軽自動車税につきましては、身体障害者の減免制度がございます。該当者が75名で減免額が63万9,100円。

国民健康保険税の減免でございます。まず、旧被扶養者、社会保険の被扶養者であ

った方に対する減免、該当者が2名、4万9,600円の減免額、収入減によるものにつきましては、1名、18万8,300円の減免、特別事情によります減免につきましては、2名、2万6,700円でございます。

それと、昨日、減免の制度についての周知のことでご質問いただきまして、私のほうから不十分かもしれないということで、来年度からというお話をさせていただいたんですけれども、例えば、国民健康保険税につきまして、6月に当初の決定通知を送らせていただいております。その際、いろいろ書類も入れておるんですが、その中で国民健康保険に加入の皆さんへという文書を入れております。A4、1枚、両面印刷なんですけど、その中で、軽減制度なり減免制度に触れております。軽減制度については、非自発的失業者の方の保険税軽減制度ということで、こういう方が対象になりますということで掲載しております。

また、減免制度につきまして、地震や火災などの災害により、財産に大きな損害を受けた方や収入が著しく減少した方は、保険税の減額または免除を受ける場合があります。詳しくは税住民課までお問い合わせくださいということで触れております。そうしたことで申請なり相談に来られる方があるということでございます。

また、その他の税目についても、文書の長い短いがございますが、減免制度のことについても触れておりますので、つけ加えて答弁とさせていただきます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

それでは、質疑を続けます。

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

84ページあたりに景観まちづくりのことが書いているんですけども、景観計画、景観条例ということに関しまして少し質問させていただきます。

和束の茶園というのは、日本的にも、京都府内でも非常に評価されまして、将来残

すべき資産ということで高く買われておるところなんですけれども、今現在、町のほうでも景観計画に従いましてこの景観条例を進めておられるというところで、もちろん茶園が第一に評価されまして、それを何とか守ろうということで計画を立てておられると。それが中心だと思うんです。

しかし、景観というのはいろいろありますので、町全体の規制ということを考えますならば、茶園と、それから書いておりますような建物ですよ、住居地域の環境ということでいろいろ規制でありますとか届け出ですよ、それを考えておられるということなんですけれども、それ以外に、やはりこのままにできないのは、景観を乱しますところの未整備地でありますとか耕作放棄地で、そのところをどう扱うかということが条例の中でそういったものをどのように取り上げるかということが問題であると思うんですね。

それで、計画は結構緩やかで、罰金とかそういうのは余りなしで、指導ぐらいまでのことで計画されているようなんですけれども、やはり耕作放棄地とか未整備のところの放置地区に関しましてはですね、景観の基本理念といたしまして、昔からみんなで農業を営んで、今よりも、大分、耕作者は多かったですし、集積とかいう形で大耕作者にばかりに目が走っているんですけどね、まず、基本は土地の所有と管理ということでいいますとね、土地の所有というのは今の自由社会ですから、認めているわけなんですけれども、管理とか利用というのが相当におろそかになっていると。つまり持った以上は管理しなきゃいかんのだと。土地は持っているだけでは意味がない。とにかくそれは管理して利用して初めて価値が出るし、そうでなければ端に迷惑になるしね、管理する義務があるという概念ですよ、これをまず徹底して、基本条例の中でも管理義務というものを入れていただきたいということなんです。

それで、このための整備といたしましてもいろいろあると思うんですけども、協力金とか景観保全のための協力金とか、そういったものですよ。それをやはり一つはつくっていただきたいということと、あと、やはり保全するための景観の協議会とか

審議会、できましたら、後もそれを設置するというのをさせていただきたいということなんですけども、まず、それについてご意見を伺います。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

景観条例についてでございますけども、まず、昨年度の状況といたしましては、地元のほうで、白栖、それから湯船、釜塚、原山の住民も含めまして、景観に関する勉強会というのを行いました。

その中で、特に白栖のほうでは、景観条例についての説明会ということで、住民の皆さんから生の声を聞くという機会がありまして、その中で感じましたところは、やはり規制というものに対する抵抗というものが感じられまして、当初、景観計画をつくった際にはですね、重点地区というより縛りをきつくする部分というのを条例制定時に指定をしまして、それで景観を保全しつつ、こちらの支援策というのを同時に打っていこうという、そういった仕組みを条例のほうでつくろうと思っておったんですけども、方向性を変えまして、もう一度、地元の区のほうで協議をさせていただいて、その上で区のほうからここを重点地区にするという形で申請を上げてもらうと、そういった形で制度を変えて運用していこうというふうに変えたところでございます。

これは景観委員会のほうでも検討しているところでございまして、この方向性について十分ご理解をいただいて、その方向になろうかというような状況でございます。どういったものになるかというのは、また9月の末に検討委員会を開きまして、さらに10月もしくは11月にもう一度開いた上で、12月議会に中間案という形で皆様のほうにもお示ししたいと思っております。

その中で、先ほど委員のほうからご質問がありました耕作放棄地に対する考えでございますが、こちらのほうはですね、景観条例の中の肝ということで、和束町の景観

の特徴というのはやはり茶畑景観でありますので、茶畑景観をいかに守っていくか。そのためには茶業というものを住民の皆さんが継続して続けていっていただけるような状況をつくらなければならないということで、茶業振興というものを柱に掲げようというふうに考えております。

その中で、やはり景観に直結する耕作放棄地というものがふえるということには課題を感じておりまして、具体的な施策につきましてはこれから検討にはなるんですけども、今、課題認識として持っておりますので、そういったことも、どういったことができるのかというのは委員会のほうで検討したいと思っております。

ただ、耕作放棄地対策に関しましては、農業委員会の権限というものもございまして、やはりこちらのほうの意見というものも伺いながら、町サイドで独断的に進めることもできませんので、こちらは農業委員会とも調整しながら進めていきたいと思っております。

それから、景観を守っていくための協力金のような制度というご提案だったんですけども、こちらに関しましてはこれからもまた議論にはなっていくんですけども、寄せられる話の中で支援策を打つに当たっての財源というものはやはり考えていかなければならないということは議論になっているところでございます。ですので、次の検討委員会議のほうでも話し合おうと思っておるんですけども、できれば景観保全の基金のような形というものもできないかということ、今、検討しておりまして、次回の検討会のほうで諮りたいというふうに思っております。

それから、最後の審議会的な組織でございまして、こちらのほうは実際つくるつもりでおります。といいますのも、先ほど申し上げましたように、重点地区というものは区からの申請で指定していこうと思っておるんですけども、その指定に際しての審査というものはやはり町だけではできないと思っておりますので、外部の有識者等も含めました審議会でご議論していただきまして、重点地区になるかどうかというもののご意見を頂戴しながら、町のほうで決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

やはりこういう問題というのは、住民の方々に対する啓発ですね。話を聞きますと、説明会の中でも出てこられる方は少ないというふうに聞いています。やはり関心を集めて啓発というかね、そういう活動というのはどうしても必要だと思うんです。そういう意味でも、協力金のような形で徴収いたしますとそういう意識もね、こんなん払わないかんのかみたいな感じの、何でやるみたいな、そういうところからでも問題意識も出ると思いますし、やはりみんなの協力があってできることですから、農家だけじゃなく、農業をやっておられる方も住民の方全てに対してそういうことが大事だと思います。

それから、耕作放棄地とかのことは単純にはいかん話なんですけども、やはり基本的に先ほど申しましたように、土地の所有と管理というのはどうしても密接なものですので、もし不十分だということであれば、やはり所有権を切り離して管理できるような団体とか組織ですね、それを立ち上げまして、そこへ委任するというような格好で持っていく。所有地のわからんところがありますから、そういう配慮ですね。

あと、荒れているところにはペナルティ、罰金のようなものを考えるということ、厳しいんですけど、それも一つの手だと思うんですけどね。

特に、農業振興について支援策のようなもので、今、特に考えておられることは何かありますか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

農業振興といたしましては、大きく3本考えております。

一つは、農地の災害復旧、それから耕作放棄地対策、それから耕作をしやすくするような農道整備でございます。

当然、農道整備に関しましては費用が多くなることが予測されますので、材料支給という形で、区が取り組まれる事業ということに支援できればなということと考えておまして、あと、災害復旧でありましたり耕作放棄地対策というものは、今の農業振興策の中で、支援策というものは既に府や国の制度というのがあるんですけども、そういったところの下限を拾うといいますか、これ以上でないと補助対象にならないというようなことが多くございまして、その下の部分というのを町のほうでは限られた財源でありますので、そういう下限を拾うというような施策を打てればなということと考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

きのうも出ていたんですけども、個人給付のような形でも一応進めていただきたいと思うんですね。新規就農とかありますから、中山間地の支援とか、それでも個人給付型だと思うんです。だから、できないことないと思うんで、そっちのほうもひとつよろしくできたらお願いします。

それとね、アンケートとか見ますと、和東川沿いの景観が悪いということで、こちらのほうはよくならんかというような、整備するということのを要望として出ていたと思うんで、それを新計画の中にのっているんですけどね、まず申しますのは、やはり特にですね、西和東地区ですよ、加茂から来ます表玄関みたいなところですから、府道沿いの高橋からね、撰原通って、白栖から長井へ行く弥勒さんみたいなところなんですけどね、あそこまでのところで、やはりこれは何とかできないかと。余りにも

景観が悪過ぎますんでね、それは前から思っておるんですけどね、それについてやはりですね、今回の景観計画の特区みたいにして、そこは特に左岸地域です。今、言っているところの左岸地帯あたりでかなり幅広いですけど、そこら辺のところを特区にしましてですね、そこは特に民地とかいろいろあります。府の土地とか民地とか混じっているんですけどね、ここを一応ですね、先ほども申しましたようにね、土地を管理、利用するというものは持っているものの義務ですんでね、やはりこれは倫理的に問題ないと思うんですけど、一応、所有権を棚上げいたしまして管理権を委任いたしましてね、そういう組合組織をつくってですね、そこへ委任してもらおうと。それでもろもろの事業にのせられないかというふうに考えているんですけど、それについてどうですかね。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

そういった管理する組織ということのご提案でございますけども、今のところはやはり住民の自治会組織、区のほうで管理していただくということが今一番に考えておりまして、そのこのところで一旦運用を始めて、うまくいかんかった場合というのは、次の段階として町独自でそういった段階をつくったり、町営で何かしらの事業を進めたりということがあるのかなと思います。

和東川につきましては、管理する立場にあるものが区ではないというところがありまして、やはり公共事業でありましたり、京都府へのお願いという形で整備を進めていかないかなというふうには考えております。ですので、いただいたご意見も含めまして、次年度以降のそういった整備であったり、そういったことにも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

計画として結構大きいですので、どういう事業があるのかわからん。町長、どうですか。こういう計画できないですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今のご質問で個々のこうしたらいいなという話で、今、ご要望をいただいております。その前に少し景観条例の話をさせていただいたほうが話がわかりやすいかなと思います。

今、和東町には景観条例はありませんけども、美しい村連合に入ったり、そして、お茶畑が京都府の景観条例に指定された。これだけでまず府道についてもですね、今までガードレールは白かったやつを景観に合わそうとか、そういう内容でそれぞれ景観行政を進めている町だということで、行政の中でその方向を向くことになった大きな手段であると思います。

そこで、和東町に大事なことは、和東町全住民と一緒にあって和東町のお茶の生業景観をどう守っていこうかという協働の目標を定めます。だから、みんなが共通して和東町は美しいまちをつくろうと。景観、そしてお茶を中心とした産業振興を守っていこうというまず共通の話を持たなきゃ、それが景観条例だと思います。

だから、その景観条例が定まりますと、さっきも課長も言っていましたように、農業振興の中ですね、農業委員会とか、そういうのは荒れた土地の農地番号をつくらんとあかんね。そして、流動化政策にようけのせなきゃならんという農業委員会の制度も、目標が決まればその目標に向かってそういう動きが和東町では進んでいくと思

ます。

そして、空き家にしてもこのままほっとけないと。空き家バンクするとか、空き家の流通を図らなきゃならんというのは、これは全部景観条例という目標設定すると、それに向かって種々の今ある法律、条例を使ってですね、足りないところはつくって、そして、やっていこうというのが基本だと思います。

景観条例で全て賄うということは、私は無理だと。景観条例は和東町の住民と一緒にやってつくろうという方向性を示す。そういうことで、足りないところはまた新しく条例、規則とかつくって対応していきたい。まず、方向性が条例だと思います。

今、申されました河川の問題ですが、やっぱりこれは河川管理というところに問題があります。和東川は京都府の管理河川と和東町が管理河川にしなければならぬ。多分、和東町の入り口というお話をされておりますので、これは京都府の管理河川だろうというように思います。そういうことになれば、京都府に和東町景観条例を持ってこういうことをやっている。だから、このところは和東町にこういうことは困るから、何とかしてくださいという根拠が生まれるんですね。今は何もなしにお願いしますよ。今度は和東町のまちづくりは景観をやるんやから、これ切ってくださいねとかいう要望が上がります。そして、和東町の管理河川も、今、直接うちの土木事業課とかあるところですね、やっぱり環境に合うまちづくりをしなければならぬということで、その要望を上げる時、国にもそうした要望をしてほしいということをする上がることができると思います。だから、そういう意味でいろんな政策は景観条例で全て満足さすわけじゃなしに、それをつくることによって和東町の方角性が決まります。そういうことで和東町のまちづくりをしていこうということです。

ただ、既設の条例、規則に足りないところは新たにつくらなきゃならぬと、こういうことになろうかと思えます。そういうことをしていきたいなと思っております。

それと、先ほど財政の問題、住民から協力金というのはありがたいんですが、まず住民にご理解をいただかなきゃならぬというところに、今、力を入れております。だ

から、負担というのはこれ以上いろんなことは余り思ってなかったんですが、それよりも和東町のまちづくりの方向性が決まれば、全国にこういうまちづくりの支援策を募るというのも一つの方策だと思います。これは一つの方法だと。こういう方向で見出していきたいなというように思っております。

それと、そういう施策で、藤井委員さんが言われるように、全てこうしたらいいな、ああしたらいいなということは、条例は方向性を示しています。だから、この条例ができてんさかいに、くどく申し上げますが、今、既設の行政を進めているところは、この条例にかなう行政をそれぞれの所管の中で考えていくと、こういうことをご理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

広く府とか、またこれから要望していただいて、よい景観をつくられるようにまた尽力していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

先ほど税住民課長のほうから、きのうの質問について答弁いただいたわけですが、基本的に、やはり一定の部分でそういった相談もあるということで報告をいただいたんですけども、引き続き、これまで以上に制度について周知徹底をいただきたいというふうに思うんです。

それで、もう少しだけ確認だけしておきたいんですけども、29年度におきまして、214ページの国保税の徴収にかかわることですけれども、一つは、29年度におけ

るいわゆる短期の保険証がどの程度発行されているのかということと、それから、いわゆるいろんな事情で保険証自身ですね、そういった短期のものも含めて被保険者のもとに届いてないケースというのがあるのかどうかですね、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

短期の被保険者証の発行枚数、世帯数ということになるかと思いますが、済みません、これも今、資料を持ち合わせておりませんので、また、後ほど調べてご報告させていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

やはり決算ですのでね、いわゆる徴収にかかわる部分では短期保険証であるとかいうことを使って納税相談するとかいうことを建前にされているわけだと思うんですね。それから、やはり保険証自身が被保険者に届いているかどうかということとは、やはりその方の命にかかわる問題ですから、そういったこと自身がすぐわからないというのは、それはちょっとどうかなと思いますし、実際にそれは日常のところで余り意識してないというのと同じですから、決算を議論しようといったときにそれ自身がすぐ出てこないなんていうことは、やっぱりそこは意識の問題だと思いますので、それは後で結構ですけども、そこはぜひお願いしたいと思うんです。

それで、これは町長にお伺いしておきたいんですけどね、短期保険証というのは、いわゆる滞納されて、一定、正規の保険証を渡さずに短期で切ることによって納税相談を繰り返して納めてもらおうという一環でやられているというようによく説明されます。しかし、もともとこれは短期保険証とか、それから資格証明は出していただい

てないと思いますけども、いわゆる悪質なケースに対して対応するためというのが当初の話だったんですね。ところが、今や機械的に一定1年間ぐらいですね、いろんな意味で、悪質かどうかは別にしても、なれば、もうそういうふうに短期に切りかえるということが機械的に行われているところがあると思うんですね。これはやはり被保険者といってもですね、大人の方もおられますけども、1人1人子供も含めて保険証というのは渡しているわけです。ですから、そういう意味では、やはり人権問題にかかわることでもありますので、基本的にこういったものは発行しないと。納税相談は納税相談として個別にやればできるわけですから、そこはぜひ今後それを検討すべきじゃないかと思いますし、それから、何があってもやはり保険証が届かないケースがあってはならないと思うんで、それは町長としてそういう立場で担当課に対して指示いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今のお答えをさせていただく前提として、軽減の措置が絡んでくるわけなんですけど、この議会でもいろいろ議員の皆さんから、この軽減というのをもっときちっと整備してやれるべきやないかなというお話をいただきました。

今から二、三年前でしたか、年度がわかりませんが、それを真摯に受けとめて、和東町の場合はその軽減をするというのを、規則等とかいろいろ設けまして、そういう内容は充実を図らせていただきました。そしたら今度はそういう軽減の規則を住民にきちっと相談に応じてしていけることが大事だと、こういうことであります。

そういうことで、一つには、今、申されましたように、資格証明とか短期保険証なんですけど、これはやはり和東町の窓口行政をやっていると。また、徴収して消し込みをするときに、そういう段階でいろいろと滞納とか気づきが出てまいります。その気

づきの中でいろんな規則に合うものがあるのか、そういったものを訪問というのはなかなかできな得ない面もあります。そういうことになれば、そして等しく皆さんにこういうものをしながらお話しする機会が必要やないかなど、こういう思いで、今、岡本委員が言われましたように、そういう機会の一つになればということで資格証の発行。これもうちから送る形やなしに、やはり来ていただいてお話をする中でやっということうと、こういうことに考えております。そういう意味でなりますと、相談の機会というのを重点に置いております。

それでなしに全部という今の方法が言われますが、そしたら軽減措置との話し合いというのは非常に難しくなってくるわけなんです、その辺の兼ね合いをやっということうと、1つ1つ住民側に立って考えていくというのが大事だろうと思っておりますので、精神的には、今、岡本委員が言われたような立場に立って、住民の立場に立って考えいくというのが大事だと思っておりますので、今のところはこの規則を設けた。そして、今の短期証、また資格証明書。資格証明は余り出してない。短期証明書も数字はないと思いますが、私の承知しているところでは余り大きく出ているというふうには理解はしてないんですけども、そういう話し合いをさせていただく、そういうことに努めさせていただいているということでご理解いただきたいと思いません。

必要であれば、前も委員会でいただいた意見を意見して、規則も設けてきている経緯もありますから、住民側に立ってよかれということになれば、これは検討ということになるんでしょうけども、今、私の段階では、今の充実を図ろうという観点からさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

精神は同じだという話がありましたけれどもね、ただ実際、精神は同じでも、やっ

ていることが違ったら何もならないけです、いわゆる保険証というのは、国保と
いうのはご存じだと思いますけども、これは社会保障制度として国保法の1条で位置
づけられている制度なんですね。ですから、やはりお金と引きかえに渡すもんじゃな
いんです、保険証というのはね。もちろん定められている以上は払っていただく必要
はありますけれども、お金を払わないと渡しませんというものではないんです。

それはなぜかという、やはり命に直結することなんですね。保険証がないと窓口
で全部払わなくちゃいけないということになりますし、それがなかなかできない方は
放置されて手おくれになるという事例が全国では大きく頻発していると。ですから、
やはり保険証というのはそれだけ命に直結しているということですので、和東町にお
いて一人たりとも保険証が届かないという経緯を残さないように実態も把握してい
ただいて、そういうふうに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、96ページの路線バスの運行維持補助金にかかわりましてお聞きしたいん
ですけども、今回29年度におきましては、いわゆる赤字補填として3,321万円程
度の支出があったわけですけども、この間、3,000万円を超える赤字補填という
ことで、大変額も膨らんできているということが問題にもなっておりますけども、こ
の29年度におけるこういった結果について、担当課としてはどのように受けとめて
おられるか。また、いろいろ努力はいただいたと思うんですけども、利用促進する
上でのどういう努力をされたかについても答弁いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本委員がおっしゃいますように、路線バス運行維持補助金として3,321万2,
778円支出させていただいております。このうち3,110万円、過疎対策債とい
うことで、一定、国の支援をいただくということで、実質、和東町の負担といえます

と差額の1,144万2,778円、一定、交付税措置の部分も考慮しておりますので、実質負担はこのようになるのかなと。

実際、平成29年4月並びに10月につきまして乗降調査をさせていただきました。これまでと同様に、高校生につきましては29年度80人いるということでございますが、そのうちバスを利用している高校生ですね、最大で22人ということで、約30%程度しか高校生の利用がないと。

一般の方につきましても、朝の乗降調査でございますので、朝の3便に限りますと、一番多いときでも14人ぐらいの利用しかないということで、1便当たり10人から15人の利用というふうになっております。

これにつきましては、やはり少子化の関係でどんどん利用が減っている。また、自家用車等の利用によりまして、なかなか路線バスを利用していただけないと。これについては奈良交通の開設以来、毎年減少しているところでございます。やはり3,300万円の負担というものは当然大きい負担でございます。国・府の補助基準ですね、これの見直しを訴えますとともに、やはり今年度初めて実施させてもらうんですが、29年度の乗降調査なり乗客の利用の傾向をかんがみまして、この9月22日の敬老の日に合わせて、高齢者に優しい路線バスの乗り方教室というのも実施させていただく予定でございます。

また、本日、主幹と担当者が奈良交通の本社を訪れているところでございます。来年度以降の対策、また、以前お話ししました和東の原山までの便の導入と一緒に奈良交通と検討しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

それで、29年度について、もちろん和東町は鉄道がありませんので、バス以外に

公共の足がないということですので、ある意味、その3,000万円を使ってもですね、もちろんそれはそれで維持していくという意味は大変大きいというふうに私は思っておりますけども、ただ、やはり走らせる以上は多くの方に利用していただきたいということは行政のほうも思っていると思います。

その上でですね、やはり利用の状況を少しでもふやしていくという点で、改善すべき点はなかったかどうかということなんですけども、一つは、前に委員会でも指摘したこともあると思うんですが、高校生も含めて本当に利用しやすいダイヤになっているかどうかということが一つのことだと思うんです。

確かに、今、高校生自身も80人いるのにですよ、実際、バスを利用しているのは、そのときの乗降調査だけかもしれないけども、20数人というのは大変厳しい数字になってますけども、じゃあ、なぜ乗らないのかという意味で、また後で言いますが、負担の問題もありますけども、やはり乗りたいときというんですけども、うまく時間が合わないというダイヤもあると思うんです。

例えば、夕方の下校時間にかかわって、6時台に加茂駅から和東に帰ってくる便がないというのがあります。5時55分ぐらいに出た後に、あとは7時20分ぐらいまで便がないという状況があります。そこにやはり一定の帰ってくる高校生がいるんですけども、全てないもんですから迎えに来られるという状況が行けばわかるんですけども、出ております。そういう点でも、奈良交通に、今、話もされているということなんですけども、やはりダイヤ自身もしっかり検討いただく必要があったんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

まず、バスのダイヤの関係でございますが、平成13年のダイヤの運行時、一番最

初に私ども検討させていただいたのが、まず、どの高校に子供が一番通っているのか、また、小中学生の登下校の時間帯はどうなのかというところでダイヤ編成をさせていただいたところでございます。

まず、小学校・中学校の登下校の時間に合わせたダイヤにつきましては、午前7時から7時半の便ということでご理解いただきたいと思っております。

当時、今の木津川市の木津駅まで路線バスが走っておりました。木津高の生徒も比較的多く、やはり木津高の生徒につきましては、木津まで直接行ってもらって、できるだけ通学に支障のないようにということでダイヤ編成を組んでおります。

しかしながら、平成29年度、平成30年度を見ても、木津高校よりもさらに遠い南陽高校なり西城陽高校、城陽高校に通学している生徒がふえているというところがございますので、このあたり、実際の高校生の通学範囲も検討しながら、来年の3月のダイヤの改正に向けて、奈良交通のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、京都市内、大阪市内に通う子供につきましては、一番早い便で加茂駅7時着のバスしかない状況でございます。もう1便、もう30分早い便があれば高校生が利用できるのかなというふうに思っておりますので、そのあたりもお願いはしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、高校生の下校時につきましては、先ほど申し上げましたように、通学範囲が相当広がっておりますので、やはり実態をつかんで、一番いい時間帯に走らせるような方でダイヤが編成できるよう努力をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

もちろん、今、言われましたように、特に高校生については、高校制度の改編もあ

りまして、以前はほぼ木津高校であるとか、近隣のところで通学していた高校生が多かったわけですがけれども、現在、遠くは京都市内まで通学するようなケースもあるほど大変通学には時間もかかりますし、負担も大きくなっているんですけども、そういう意味では、そこに全てマッチングさせるということは、もちろん100%無理だと思いますけども、極力、高校生の生活スタイルというか、そういったものに合致したような形で利用いただけるようなダイヤをぜひ組んでいただきたいというように思うんです。

それで、もう一つですね、これもなかなかいろいろ限界はあるかもしれませんが、やはり住民の方に利用してほしいということもそうなんですけども、今、かなり町外から通勤されている職員の方もこの間、災害対応等でおりましたように、多くなってまいりました。半分以上が町外からという状況があります。そういう意味では、やはりいろいろ通勤時間、またお住まいの地域等で無理もあるとは思いますが、週に一回なりの各時間等の補償もしていただきながら利用していくということもできる可能性もあるんじゃないかということで、以前にも指摘したこともあるんですけども、その辺の取り組みというのはどうだったのでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、和東町の職員で路線バスを利用して通勤している職員が2名おります。この2名につきましては、6カ月定期の分を町から補助をさせていただきまして、利用させていただいていると。実際、町外の職員、約7割ございます。この職員につきましては、当然、バスを利用できる職員となかなか利用できない職員がございます。実際、奈良交通のほうにも相談をしたことはあるわけなんですけども、奈良交通の大人の定期ですね、通勤定期につきましては無記名になるんで、誰が利用しても特に問題はな

いよという回答をいただいているんですが、やはりそのあたり、和東町が定期券を購入して、その分、運賃収入という形で無理やり上げるのはどうかなということで、今、悩んでいるところでございます。

いずれにしても、職員がバスを利用するというのは、当然、住民の方だけでなく必要なこととございますので、出張時等、やはり路線バスを利用した形で運賃収入を上げていくという方策を考えたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

そこはぜひ可能な範囲で検討もいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、今ずっと出ておりましたように、やはり高校生のバス利用というのが、それはそれで一定の固定的なお客といいますか、顧客という意味では大事な乗降客になるわけですが、今、言われましたように、通学範囲の拡大であるとか、それからやはり何と言いましても、運賃が大変高いということで、この間ずっと言っておりますように、本当にその定期代を購入して、それを持って、ある意味、真面目にということ変ですけども、バスを利用して通学した場合というのは、高い場合は年間に二十数万円という。鉄道も考えますと公共交通券を使えばですけども、本当はかなりの額の交通費を払っている状況があります。

特に、和東の場合は、バスの運賃が高いんですね。加茂駅に出るまでで7割、8割の交通費を負担してもらっていると。だから、学校にたどり着く以前に加茂駅にたどり着くまでにすごいお金を払っていると。授業料以上のお金を負担して通学しているというのが、和東町から通学している高校生の実態だと思うんですね。それをやはり一定利用を避けるといいますか、どうしても送迎になってしまうという動機にもなっていることは否めないと思うんですね。

そういう意味で、今、半額の補助はしていただいているんですけども、それでもやはり大きな負担になっておりますし、一旦は支払わなくちゃいけないということもあるかなど。ここに対してもう少し一歩踏み込んだ支援は必要になっているんじゃないかということは、この29年度におきましても繰り返し要望もしてきたわけですけども、その辺の町長の受けとめといいますかね、どうだったのか。

結局、29年度は目に見える改善をなされませんでした。ある意味、そういった高額な負担での通学を放置されたということになると思うんですね、引き続き。そういう点では、その辺どういう検討がされたのかですね。やはりもう直ちにこういう状況を打開していただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的に奈良交通のバスを走らせている以上は、住民の皆さんに一人でもご利用いただけるように努力しているというのが基本的な立場であります。

今の通学の話がありましたが、その前にですね、一般の乗客についても何とかしていこうということで、一応、年度は区切りましたけども、一定の金額だけで乗れるという制度を考えて、そして、その補助するやつを過疎債で適用する。過疎のあるときには一定そういうことも試行しましたが、そのことによって余り増が見込めないということから、なかなか維持できないで、そのままその話は終わったという経緯があります。

残っておりますのが通学の話です。

最近、やっぱり子育て支援、そして和東町からも不利益にならないようにしていこうというのがまちづくりの基本であるわけでありまして。これは29年度、岡本委員からもそういった要望というのが出されていたことがこの議会等でも残っていると思いま

すが、そういうことに沿って、ほかの委員の皆さんもそういう願いを強くされてきました。そういうことを真摯に受けとめながら、今現在、いろんな角度で、いわゆる補助金としてするのか、均一としてやっていくのか、こういうことをやっていかなきゃならないわけでありませう。

ところが、こういったものが町独自の策なんです、町独自で考えていこうとしたら、一番先に財源の問題になります。それをクリアしたかて、やっぱりいろんな関係機関との協議とか、そういったものが必要な場合も出てまいります。そういった意味でちょっと足踏みをしているわけなんです、今も課長が答弁ありましたように、ダイヤの面で実態に合う形で利用客をふやそう。そして、運賃とか、そういうことも、前の課長からの継続になると思いますが、継続して、今、検討してもらっていると、こういうことになるわけでありませう。すぐさま結論出なかつたというのは、それなりにこれはいろんな面において恒常的に経常経費にかかわるものですから、もう少し慎重な協議というのをさせていただきながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（吉田哲也君）

4番、井上委員。

○4番（井上武津男君）

それでは、私のほうから少し質問させていただきたいと思ひます。

ページ数で292ページ、下水道関係で日本下水道協会負担金7万228円があります。私は、前に一般質問で長期間停電が生じた場合、下水のポンプアップ機能が失われ、約3時間程度で下水が吹き出すおそれがある。そのことに関して町長の答弁で、この日本下水道協会と契約ができましたと答弁をいただきました。どのような契約であったんでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今の下水道協会の負担金でございますが、これは下水道を運営するための関係の団体への負担金でございますので、今の質問の内容と若干異なります。

ただ、この前の停電のことを言われていると思うんですけども、停電につきましては、想定外の停電があったということで、今、うちの中で動いているポンプにつきましては、大体3時間、降雨と時間帯にもよるんですけども、大体3時間から4時間でマンホールがいっぱいになる箇所が2カ所ございます。

○委員長（吉田哲也君）

4番、井上委員。

○4番（井上武津男君）

先日の台風21号で7時間以上も停電がありました。そして、停電より2時間20分ごろを過ぎたときだったと思います。私が庁舎に参りまして、町長と副町長が町長室におられて、「このままでは汚物が吹き出す可能性がある。早く処置をしてください。もっと危機管理を持ってください」と申し上げました。副町長は、「職員が発電機を持って回ってます」と答えられました。その職員が、和束の中で一番大きなポンプアップ用の槽がある河原のポンプが小さな発電機では動かないと右往左往されてました。だから私はここに来たのだと申し上げたんです。まず、なぜこの下水道協会のほうに応援を求められなかったんでしょうかね。その点、お聞きしたいと思ひましてね。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほども言いましたように、想定外の停電時間の長さということで、かなりの対応には右往左往しました。井上委員の質問に対しまして、本年度の内容にはなりますけ

ども、今回の災害についてのある一定の対応については説明させていただきます。

まず、2時半ごろに停電が発生しました。その段階でどのくらい水が動くかということはこちらのほうにも想定をしておりました。その想定の中で、水を使う時間帯ではないというところがありました。ただ、降雨につきましては、若干いつも以上に降っていると。3時間以上の停電になるとかなりの影響が出るということで、その段階で対策を考えておまして、発電機は2台用意させていただきました。その発電機2台につきましては、最大の釜塚マンホールポンプ1というのとマンホールポンプ2というのは動かないというのは想定の中にありました。これにつきましては3時間以内の停電であれば、この時間帯であれば逃げ切れるという判断でございます。

ただ、その停電の内容について関電等にも情報をとっていた結果、これは間に合わない。多分、停電が終わらないということも確認がとれた段階で、次の手段として汚水を管理していますのはバキュームカーですよね。この業者さんに連絡をとって、1時間以内にバキュームカーを派遣してほしいという形をお願いをしました。このバキュームカーを使ったことによって今回の停電時のマンホールポンプのあふれというのは逃れることができます。

ただ、これも緊急時の緊急対応ということで、かなり厳しい対応はしておるんですけども、今の段階ではこれが最善の判断であったと判断しております。

○委員長（吉田哲也君）

4番、井上委員。

○4番（井上武津男君）

私はね、前の一般質問の中では、結局、こういうおそれがあるから、日本下水道協会と関係を結んだという町長の答弁があったから、私、こういう質問させてもらったわけなんです。例えば、白栖あたりで汚物が吹き出す可能性があったと聞いています。もし、吹き出したならば、これは人災ですよ。補償問題にさえつながる可能性があるんです。そのことを十分危機管理を持っていただきたかったからね、私、のこと

を申し上げているわけなんです。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

私の名前が出ましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、これも3年ほど前だったですかね、2、3年前の話だと思いますが、下水道の管理というのを直営で、処理場は別とし、このマンホールの管理は町職員が直接でやってましたですね。しかし、それではなかなかいかないということで、今、言われたように、平常管理の運営を委託して管理運営していただいています。

それで全部賄うものという理解は当時していたかわかりませんが、今のこの21号の台風でご挨拶でもさせていただいたと思いますが、下水道とか水道で大きな課題が見えたというふうに申し上げました。そのときの平常運転業務の課題ということではなかなかいかなかったし、そして、そのかわりに緊急時のポンプアップと。これは和東町の業者も持っているし、うちも持っている範囲内でいけるだろうという判断でやっていたところですね、現地問題でそううまくいかなかったと。そこら辺は、最悪、くみ取りしかないだろうということになったわけでありまして。

こういう課題が見えてきましたので、この課題解決にやっといこうということで、今の管理運転業務プラス緊急時の災害時ですね、災害時をどうするかを加えた中での委託方式というのでも検討を言われている内容の充実だと思います。その課題が見えてきたので、今、現課では今後の災害時に向けての努力をしているところであります。そういうことをご理解ひとつよろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

質疑の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時29分～午前10時45分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

休憩前の井上委員の質問につきまして、若干、町長が答弁をいたしましたところを補足させていただきます。

先ほど言われてました協定でございますが、日本下水道事業団とは、現在、災害に対する協定を結んでおります。これにつきましては、浄化センターの施設のほうの危機管理でございます。あわせて、日本管路協会とも同じように管路の契約を結んでおります。これにつきましては、京都府下一番で平成28年9月から協定を結んでおります。

これにつきまして多くの原因としましては、ほぼ停電ないし震災のほうが主になります。29年度の施設の契約の段階で日常管理を行っております業者とマンホールポンプの緊急時の対応ということで契約を結ばせていただいております。これも今回の対応に向けての部分で想定をしておった分でございます。この契約二つにつきまして、管路についても、それから施設についても契約のほうはできております。

ただ、今回の場合、停電が3時間から4時間、5時間とふえてきましたので、バキュームカーを使うというような対策をとったというのが現実でございます。

それをあわせて、それでも停電がおさまらないという情報を得ましたので、次の防災行政無線を使いまして、午後7時半からかけて節水を求める防災行政無線を30分置きに流させていただきます。今回のような想定を大幅に上回る停電という時間帯が発生しましたので、このような対応をとらせていただいたというのが現実でございます。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

途中でございますが、先ほどの岡本委員からのご質問に対しまして答弁申し上げます。

資料は用意しておったんですが、申しわけございません。

ちょうどこの30年4月1日が国民健康保険の保険証の切りかえの時期でございます。その状況につきまして、短期証に限ってお答え申し上げます。

数字としては、この8月21日現在で示させていただいております。

滞納の世帯数としては88世帯ございますが、そのうち短期証の対象となっているのが23世帯で、8月21日現在、保険証をお渡しした世帯は13世帯となっております。ということで、まだ取りに来られておられないのが10世帯。例年とりに来られておられないところに対しましては、ご案内の手紙はお送りさせてもらっているところでございます。

また、18歳未満の子供につきましては、こちらにつきましてはあらかじめ簡易書留で更新の時期に郵送しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

4番、井上委員。

○4番（井上武津男君）

先ほどの続きですけれども、最後にお聞きしたいんですけども、このような緊急な下水道の危機管理に対応できるマニュアルづくりはできているのでしょうか。これだけお答え願いたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

当時のことを思い出しますと、かなり緊張感が走った中での対応となったのは事実です。その中で、課題とて見えてきましたのが、マンホールポンプの3時間以上の停電停止ということでございます。これに対して今後どういう取り組みをするかということについては、現在検討しているところでございますけども、無停電装置の設置もしくは緊急な配備というふうな方法も含めまして今後検討していきたいということで、水道を含め停電はかなり和東町にとっては圧送する部分で影響が出ますので、何らかの内容をとるということで現在検討しているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

それでは、きのうは岡本委員のほうから、不納欠損とか収入未済金についての質問が若干あったと思うんですけども、私のほうから、それについて私なりに質問させていただきたいと思っております。

毎年、欠損額という形で多額の金額が計上されるわけなんですけれども、その中で、欠損額されるものに当たってはそれなりの理由があつてされるということで、これは仕方がないのかなと思つたするんですけども、そこへ移行するまでに収入未済金というものが計上されますね。この収納未済金に基づいて欠損というのが発生してくると思うんですけども、現年度で未済金があつたときに、現年度中に各課がどのような対策をとつて徴収について努力されているのか。あるいは、税機構に対して1年もたたないうちに収納ができない一定の期間が過ぎれば、自動的に、機械的に税機構に移管されて、私から言わせば、1年間の徴収公務をボイコットして税機構に移管するというふうな形になっているのか、その辺についてご答弁いただきたいと思つます。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

税機構への移管のシステムでございますが、各税目によって、納期がございます。例えば、固定資産税でしたら1期から4期ございます。その期別ごとに、1期でしたら4月末でございますが、納期から15日経過して督促を送りますと同時に移管しております。ですので、現年度分であっても未納ということで、督促を出せば移管しておりますというところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今お聞きいただいたようにですね、本町において、これは構成団体全て取り決めになっておることだと思うんですけどね、やはり徴収義務というのは、和束町で発行した徴収は、1年間は責任を持って徴収義務に当たるべきだと、このように理解をしております。そういう条例か何か、税機構のほうで決まっているのか、あるいは構成団体のほうからこういうような問題点が指摘されているのか、されていないのか、あるいはこういうことに1年間は町内で一生懸命徴収努力をしております。その後に移管するような方法はとれないものなのかということをお聞きしております。

しかしながら、反対に、税機構ができた経緯を見ますと、構成団体の徴収義務の負担業務を軽減するという一つの考え方もあったんだろうと思っております。その辺、お互い矛盾することはあるんですけども、やはり優先すべきは自分たちのお金は自分たちで徴収するというのが基本的な原則だと思っておりますので、その点について今後の働き方というんですかね、徴収方法について、ただ、納付用紙を送付して、しまいだというのは、先ほど言いましたように、原課としては無責任なのかなと考えます。

よろしく答弁ください。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

先ほど申しあげました一定のルールにつきましては、税機構と構成団体との取り決めによりなっているものというふうに承知しております。

ただ、きのう岡本委員からのご質問に対する答弁と若干補足とといいますか、修正する形にはなるんですけれども、機械的に送っているというような印象を与えてしまったかなというふうに思います。

ただ、納税義務者からの相談がございましたらそれなりに対応しておりまして、機構との間に立って調整をしておるとか、その結果、ちょっとずつでも納付に結びついたり、あるいはその中で生活保護を受給して、結局、税は減免されたとかいう事例もございますので、そういった個別具体的にこういう事例がありますとかいうのはプライバシーの関係で申しあげられませんが、臨機応変な対応ということは従前からやっているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

最後に聞きますけども、やはり町民の顔見知りの方が徴収に伺う、あるいはお電話する。やはりそのほうが町民の方も感情いうんですかね、アクセスが非常にスムーズにいくと思うんですね。

税機構へ行くと電話で納入してください、あるいはレッドカードみたいな通知をされる。やはり住民の方にしても、「何」っていう一つの心を閉ざすというふうなことも考えていかなきゃならないと思います。だから、そこらはお互いに人間関係というものも重視した中で考えていっていただきたいのと、やはり私は税機構そのものの目標というのは、いつも私、税機構へ行かせていただいたときに感じたのは、徴収率の

アップ、前年度より何%上がりました、この成果報酬をまずおっしゃいます。現年度の15日過ぎたら送る。これは忘れておられる方がかなりおられたりするわけですね。だから徴収率は1年分を見て上がるわけです。だから、その辺は税機構と構成自治体とのミスマッチが起こっているんじゃないかと思うんですね。だから、あくまでも1年間、一生懸命、町が徴収努力したのに、なおかつとれない。それなら税機構という専門の機構によって、法的な手続によって徴収を早めていく。不良債権化しない、こういう努力が一つの段階を踏んで徴収というものをやっていただきたいと思うわけです。

だから、いろんな会議とか行かれたときには、やはりそういうようなことも各構成団体の方とコミュニケーションをとられて、なるべくそういう方向に進んでいただけるうにお願いをしたいと思っておりますので、それまでに担当課としては、極力、手紙一本じゃなくて、手紙を送ったら電話するとか、いろんな形の中でアプローチをかけて徴収義務に当たって、なるべく徴収率のアップに、97やなしに、やっぱり99%ぐらいなことを目標に持って取り組んでいただきたいなと思ったりしますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

それから、次に、32ページに市町村体制づくり交付金86万3,000円で職員配置とありますけども、これはどちらのほうに体制を組んで職員配置されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます体制づくりと申しますのは、京都府の補助金の独自制度でございます、各市町村が行政改革を行って経費の節減とか図っている分に対して補助金がいただけるということになってます。

今回ですね、専門職員ということで、これは総務課のほうで電算事務ということで

1名の嘱託職員の方が来られています。ふつうでしたら専門職ということで職員を採用した場合は、もっと経費が高くつくんですけども、やはり嘱託職員ということで専門的な方を雇用することによって、生涯賃金というのを抑制させていただいていると。また、効果も非常に上がっているということで、今回、体制づくり交付金をいただいているということでございます。総務課の電算職員1名の部分です。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

電算処理をプロの方がやられると、素人の方よりは非常に効率的にやっていただけるんじゃないかと思います。わかりました。

それと、次にですね、和東町のサイクリング、自転車ですね、今、何台確保しておられますか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

今、和東茶カフェと観光案内所のほうに台数のほうが恐らく10台、20台ぐらいの規模だと思うんですけども、電動自転車をそれぞれ商工会と和東茶カフェが所有しているという格好で持っております。ですので、町としては所有していないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

私は思うんですけどね、サイクリングは非常に和東町に訪れていただいている方が

多いですね。和東町が所有している自転車を、ただ、観光の中でご利用いただくのは非常に結構なことなんですけども、その中で、借りたら借りたところへ返さなきゃならない一つの往復的な形の時間ロスもあろうかと思うんですね。だから、いろいろと今、はやりになっております乗り捨て自転車というのは考えられるんじゃないかなと思ったりしております。これには商工会の方とか、いろんな乗り捨てする基地をお願いしなきゃならない、そういう面倒さはあろうかと思うんですけども、有料にするわけですけども、自転車を借りて、湯船、原山、原山のほうから向かってくるとか、和東町は面積的に縦長になっていますので、有効的に観光もしていただけるんじゃないか。

そしてまた、なおかつその範囲を和東町から加茂駅まで延長する。加茂駅のほうもこれもお願いをしなきゃならないですけど、私の考えでは、加茂駅から和東町のアクセスを一本化する。これも先ほど話がありましたように、奈良交通の時間的なロス、そういったものも緩和する一つのソフトになるんじゃないかと私は思うんですけど、辺について今後ご検討いただけるのかどうか、観光客の入り口、あるいは交流人口の入り口、あるいはまた今、言いましたように、公営バスの乗り合いについての便利さを増すというふうな考えの中でご質問させていただきましたので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

レンタサイクルの乗り捨て等の総合活用のところでございますけども、現在、和東茶カフェと観光案内所のほうで実際に貸し出しということを行っております、それがまずお互いに乗り捨てという形ができるかというところの調整から始めなきゃいけないかというふうに思っています。

和東町の場合は、やはり駐車場にここまで車で来られて、そこからパーク・アンド・ライドみたいな格好で、拠点から周遊を始める。また、バスで来て、そこから拠点で周遊をするというお客様の形態が多いと思っておりますので、バスで来られたお客様に関しては複数箇所の乗り捨て場所というのがあったほうが便利だと思いますし、ただ、ふやせばその分、管理する管理者のほうというのもなかなか募ったりするということは、そのハードルが出てきますので、やはり頂戴した意見のほうを参考にしながら、関係者、もしくは飲食店等も含めまして検討して、相談していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今は多様化の時代になっています。個人の考え方も多様化しております。だから、一つの観念というものにこだわることなくですね、来られる方のニーズに合った観光スタイル、そういったものを検討しながら、今後またご検討をお願いしていきたいと思っております。

それと、観光案内所ができて、いろいろ充実していただいて、結構なことだと思って、利用客年々ふえておるといふうなことでございます。

その中で外国の方が来られている観光案内所に来用されている29年度の人数と、それと、対応している語学のパンフレット、そういった種類ですね、案内所の語学の記載されたパンフレット、そういうものはどういうふうに充実されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

パンフレットに関しましては、英語のものと、あと、中国語が簡体字と繁体字2種類ございますけども、その2種類。外国語としましては、合計2カ国の3種類を用意してございます。

それで、観光案内所と和東茶カフェ等をそういう拠点で配布しているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

観光客の人数を教えてくださいますか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

昨年の観光案内所への全体の人数が5,943名になっておりまして、ただですね、外国人の数というのは今のところ集計に上がっているものと手元にございませんで、また観光案内所に聞いてみまして、別途、集計をとっているかということで聞いてみます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

やはりね、これ緻密なデータが僕は必要だと思うんです。来られた方が、今、ご質問されていた英語と中国語は対応していると。しかし、それだけの方かなと思ったりはするんですね。だから、やはり来られている方がどういう方、外国から来られているのか、正確なデータなり、これも年々変わってくるだろうと思うんですけども、多

いにこしたことはないのかなと思っておりますので、もう少し充実した形の中で考えていていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

これは京都全体、日本全体の話でございまして、日本全体としては、訪日外国人を4,000万人にしていこうという大きな目標がございまして、それで、京都としましても、京都市を中心に外国人がふえている状況でございまして、それを受けて、その外国人の一足伸ばしという形で、区域に外国人を誘致していこうというのは、一つの区全体を考えるとございまして。

ただですね、地方に行けば行くほど外国語対応ができる、そういうサービスする側の人間のほうが充実してないというような課題もございまして、十分にそういったところの課題を解決しながら進めていかなきゃいけないと思っております。

観光客の集計に関しましても、今のところ、全体としてのある数字というものが宿泊数の統計しかないような状況でございまして、お客様として来られた方がどこの国からいらっしゃったのかというのをお聞きするというものが、事実上、困難な場合もございまして、そういった統計をとっている京都府であったり国のほうでも、そういう外国人がどこから来ているかというのは必要だという認識はあるんですけども、なかなか聞き取りとかでは難しいというような状況でありまして、そのほかに、例えば、クレジットカードの決済の国の名前であったりですね、あと、Wi-Fiの機械を借りているところから国を割り出すとかですね、そういう間接的ではあるんですけども、今ある手段で統計をとっていかうという検討を進められているのは、この国全体での話であります。

和束町としましても、国であったり府の方向方法というのに合わせる格好になると

思うんですけども、例えば、観光拠点である和東茶カフェであったり、観光案内所等でおきましては、そういう外国人がどこからいらっしやったのかということも、やはり和東町の観光動向であったり、今後の対策で立てる上では重要なことだと思いますので、そういったこともできるのか検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

緻密なことになりますけども、今後ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、70ページの臨時財政対策債8,200万円ですけども、これは一応、一般財政が困窮したときに緊急避難するような基金、対策債のように思うわけなんですけども、これはどのような形で償還をされるのか。国がしてくれるのか、してくれへんのか、自前で償還していかならんものなのか、その辺についてシステムを紹介してください。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうから岡田委員の質問にお答えさせていただきます。

この臨時財政対策債でございますが、年度は忘れたわけなんですけど、平成15年に創設された制度だと覚えておるところでございます。

本来、国から地方交付税ということで各市町村に配分されるわけなんですけども、交付税として配分されるべき財源が国に足りないということで、市町村がそれを借金してその分を使ってくれということで、本来、交付税でいただかなければならない部分でございます。

償還の方法につきましては、銀行等の個別の償還で、一応、15年の償還というこ

とさせていただきます。利率を見直しながら、一定その分につきましては、後の地方交付税で償還金分を国のほうから補填されるということで、本来、交付税でいただければ和東町は借りることはないんですけども、そういう制度、国が厳しかったということでできた制度でございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

そうすると、15年間で100%償還していただけると。交付金代わりと今おっしゃっていましたが、和東の財布の中には戻ってくるというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

全額交付税で措置されるということで、償還金分、利息分ですね、それについては国のほうから戻されるということでございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

ありがとうございました。わかりました。

次に、88ページのホームページのソフトウェアの保守料に関連させていただくわけなんですけども、先ほどもお隣井上委員さんのほうから、下水道のことについて、災害について質問がございました。近々、去年からことしにかけてですね、やはり記録的短時間大雨情報というものが頻りに耳にするようになってまいりました。これは

数年に一度しか経験したことのないような記録的な短時間の雨だというふうな理解をしているわけなんですけども、やはり和東においても、こういうようなケースがまだ生まれてないわけなんですけども、近々こういうような気象状況の中では警戒をして対策をとっておかなきゃならない。住民の命の安全を守るためには、やはりデモンストレーションなり、そういうものを考えていかなきゃならないのかなと思ったりするわけなんです。

考えると、和東は昭和28年の室戸台風の大きな災害以降ですね、幸いにして、それ以上の災害というのは起こってないわけなんですけども、だから、こういう情報が流れても町民の方は余り気にし頓着せずに、安全だろうと、家にいようかというふうな気持ちの方が多いと思うんですね。だから、そういう危機感も住民の方も、こういうことはわかっていただけるように、もう少し働きかけていただく。

私も年が70歳になりましたので、緊急避難、早目にしてくださいとメールをいただいておりますが、それを見るだけのことで、どこへ行ったらいいのやろかなというように思ってるわけなんですけども、皆様方もそういうような考え方でおられるとく思うんです。だから、緊急避難をするための気構えを高揚さすような、あるいはデモンストレーションしていただけるようなことを毎年何回かやっていただきたいと思うんですけども、それについてお伺いしたい。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡田委員がおっしゃるように、確かに私も訓練といいますか、それは大切なことだと考えているところがございます。防災担当がそれぞれの区に出向き、ハザードマップの説明ということで、今回見直しをさせていただきますので、やはり短時間大雨情報なり記録的な雨が降るといふ、また警報、避難勧告、避難指示、このあたりの言葉

の意味も含めて啓発を努めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、次年度から何とか住民の方が今の情報は何だということでご理解いただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

これで一応最後にさせていただきたいと思うんですけども、それに関連してですね、ハザードマップなんですけれど、和東町全体にハザードマップというものはホームページでアップしていただいているわけです。それを自分が住んでいる地域から考えて、どこに逃げようかとか発想していったときに、その経路が物すごくわかりにくい。だから、やはりわかりやすく、やっぱり地区ごとというんですかね、東和東なら東和東、西和東なら西和東、湯船なら湯船、そういった地区ごとの分別をしたやつもアップで入れてほしいなと思うんです。

危機感が迫ったときには考えている時間がないと思うんです。どこへ行こうかということで、頭でどこへ行くという認識を持ってないと行動がとれない状況が人間だと思います。だから、地区的にアップされて、私やったらこの和東町の原山地域で、東和東地域に住んでいる人はここだなと頭に入れておけば、危機が迫ったときもすぐ対応をとっていける。行動をとれる、そういうふうなハザードマップを私、考えていいんですけども、総務のほうでお考えいただいて、ハザードマップの全体の中にまたコアな部分でアップしていただくというふうにはお願いできないかなと。

これがベストじゃないですけども、もう少しお考えいただいた中でアップしていただけないかなと思ったりしますので、その点についてお考えいただきたい。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、京都府のホームページに行っていただきますとハザードマップの関係、京都府内全域が載っております。パソコンがあるという前提でございますが、その情報の中に避難経路等をそれぞれが書き込んでいただけると。拡大につきましても、その地域地域に2500分の1の地図でございますが、そこまで拡大をして避難経路をそれぞれ記入していただけるというシステムが既に構築されております。

ことしの6月には、木屋区のほうで京都府の職員さんと一緒になって説明をさせていただきました。ですから、木屋区だけじゃなしに、和束町のそれぞれの区ですね、区長さんの希望を聞きながら、京都府と一緒にそういう情報が活用できるんだよということで説明させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

先ほど途中になったんですけども、公共交通の関係で高校生の通学費負担についての補助の拡充ということで町長から答弁をいただいたわけですけども、今、時期的にですね、来年度の高校進学に向けての動きというのが大変本格化する時期です。どこに行くかについていろいろ交通費等も頭に入れながら進路も考えておられるというふうに思いますし、できるだけ早く拡充していく方法を示していただきたいというふうに思いますので、何度も言っておりますので、そこは強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、別の件ですけども、先ほど岡田委員からもありましたように、災害関係のところでは179ページの関係ですけども、29年度におきましては、和束町業務継続計画策定事業というのが549万8,000円の予算を持ってされたわけですけども、いろいろこの説明を見ておきますと、大規模な災害が発生した場合の通常業務及び災

害対応業務の機能停止や低下を最小限に抑えるためということ、何を優先すべきかということ、何を仕分けしていくということになっていると思うんですけども、その辺、もう少し具体的にどういう検討がされたのか説明いただけますでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、和東町業務継続計画の中では、それぞれの災害対策本部におけるそれぞれの部署において、災害が発生したときにまず何をしなければならないかということで、それぞれの部長を通じて回答をいただきました。実際、災害対策本部の組織体制につきましては、調整部、消防部、救助部、医療衛生部、農林商工部、建設部、調達部、障害部、教育部ということで九つの部に分かれております。

例えば、救助部でありましたら福祉課を中心に避難所の開設運営、また、医療衛生部でしたら、もし災害時にけが人等が発生した場合の対応、そして調達部につきましては災害発生時の物資の送付といたしますか、搬入の件でそれぞれどれだけの人数がどの時間帯に係るということで検討をさせていただいているところでございます。

実際、非常時の優先業務の結果につきましては、それぞれの課から出てきた内容につきましては、非常時の優先業務が127あると。通常業務については200ということで、それぞれ報告を受けてまとめさせてもらっております。

業務の基本的な考え方につきましては、初動体制の確立を図る、被災状況の把握を行う、救助・救急の開始、そして避難所の開設、この四つにつきましては、災害発生から3時間以内にするということで計画を挙げさせてもらっているわけでございます。

また、1日以内につきましては、応急活動の開始、そして避難生活支援の開始、重大な行事の手續等ということで、やはりそれぞれの通常業務と応急業務を分けて計画をやらさせていただいて、それぞれの部長、また管理職のほうにお示ししているところ

ろでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

以前配っていただいた主要事業の報告書におきましては、そういった事業を受けまして、今後、優先業務等を実施するために必要な対策を検討するというふうになっておりますので、順次そういったことを防災業務の見直しとともに行われるというふうに思いますので、できるだけわかりやすくまた示していただきたいというように思うんですが、それから、平成29年度におきましても、大変災害等、また台風等の被害等もいろいろ起こったわけですが、特に29年度で思い出しますのは、ちょうど衆議院選挙の投票日と台風の通過が重なりまして、住民の皆さんも大変でしたし、また、両方の体制を組まなくちゃいけないという意味では、役場のほうの体制も大変ご苦労いただいたというふうには思うんですが、ただ、やはり今回の29年度のものにも秋の対応についてはですね、委員会でも一定指摘したところなんですけども、いわゆる避難情報の発信のおくれがあったんではないかということ、それから、やはり翌日の周辺地域も含めての浸水、また交通機関の麻痺ですね、そういったものの情報が十分住民の皆さんに迅速に伝わらなかったという課題があったんではないかというふうに思うんですね。その辺、一定、30年度におきましてというか、その後におきまして一定の改善もされたとは思いますが、その点について担当課としての総括というのはどのようにされているんでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本委員のおっしゃいますように、平成29年10月21日から23日にかけて台風21号ということ大きなものが和東のほうに接近をしております。確かに、22日の日に衆議院選挙がございまして、なかなか災害対策本部の体制が整わなかったというのも事実でございます。

対応策といたしましては、今般、4月に選挙があったわけなんですけども、4月の選挙、やはり地震等が発生するおそれも考えられますので、先ほど言いました災害対策本部の各部長全員ではございませんが、一定の管理職を外して投票事務に当たるという対策を講じさせていただいております。

また、住民の方への周知につきましても、防災行政無線、そしてホームページ、和東町チャンネルで、適時、通行どめの情報等につきましても、防災行政無線を通じて住民の方に周知をする。岡本委員がおっしゃるように、できるだけ早く役場のほうから情報を伝えさせていただくということで、今年度の4回の警報の際には対応させていただいたところでございます。まだまだ足りない点があるかと思いますが、引き続き、そういう情報を活用しながら対応に当たっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

昨年の選挙とか重なった部分というのは、今までなかったのかどうかわかりませんが、やはりそうあるものではないんですけども、いろんな形で対応をお願いするというのが行政の役割でもありますので、ぜひ、29年度におきましては、そういった経験等を今後の対策に生かしていただきたいというように思うんです。

それで、もう一つ、今、この29年度、観光的にはお茶の京都ということでいろんな方が訪れられたと。いわゆる外国人の方も多く訪れられたということで報告もされているわけですけども、そういう意味で、こういう非常時といいますか、災害時、ま

た災害が起こることが予想されるようなときに、町内におられる観光も含めた外国籍の方にそういった情報をどうお伝えできるのか。また、問い合わせがあったときにできるだけ正確にそれをお伝えできるのかということも大変大きな課題だったのではないかと思います。その辺、29年度にどれだけ取り組めたかということはあるんですけども、ただ、多くのそういった方が来られるという想定はされていたと思うんです。そういう意味では、やはり一定対応もとられたんじゃないかと思えますので、今後のことも含めて、その辺どのように考えておられるか答弁いただきたいと思えます。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

災害発生時といいますか、警報発令時にやはり住民の方から問い合わせがあるのが、一番多いのが電話でございます。先般の台風21号でもありましたが、やはり和東町の機能として停電があって、電話回線につきましては住民の方から対応できるように対策をするということで、役場の屋上になりますが、自家発電機を整備して、防災対策室と電話につきましては確保をしているという状況でございます。

外国の方の対応につきましては、災害対策本部の中で語学がすぐれている職員ということで1名を配置させてもらいながら対応したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

そういう話もありましたけども、もちろん役場としてもそういった方を配置されて対応いただくのもそうなんですけども、ただ、やはり一々全部連絡とって確認という

ことでも、やはり街頭にあるいろんな表示であるとか、そういったことも含めて、最近、大体英語なり中国語なり韓国語なり、一定の言語を併記した看板もふえておりますけども、全体的には、また、いろいろ電車等のアナウンスについても大体その辺の3カ国ぐらいの案内でいろいろ案内をされるというふうにも見受けられるんですけども、それも含めまして、やはりそれだけの方が来られていることも事実ですから、そういった方が非常時に命を落とさないように、安全に避難なり、また対応できるようにぜひ検討いただきたいというふうに思うんです。

それと、もう一つ、29年度におきまして、特にここの決算上は余り上がってないのかもしれないんですけども、いわゆる備蓄品の関係の年々の充実というのは大変大事だというふうに思うんですね。この年に何かバーンと購入して終わりというのでなくて、もちろん更新もあると思うんですけども、そういった意味での備蓄品の充実というのはどのように行われたどうか、その辺また説明いただきたいんですが、あわせて、この間の地震等の、また、大雨の後の避難の関係でよく報道を見ておきますと、やはり避難所自身の環境というものの改善というものが大きくクローズアップされていたんではないかと思うんです。そういう点で、できることもあるとは思いますが、そういうことも含めてですね、備蓄品、また避難の際のいろんな物資についてどのように充実が行われたか、29年について説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

平成29年度の備蓄品の関係でございますが、災害用の飲料水のほうを購入させていただいております。食糧につきましては、一定、来年まで期限があるものということで担当から聞いておりますので、食品につきましては来年以降、計画的に入れかえを行いたいと。

しかしながら、和東町の備蓄品の状況でございますが、全住民の方、1日もつという食糧等準備できてないのが現状でございます。

しかしながら、京都府との協定、また、それぞれの法人等との協定をさせていただいておりますので、それに基づき対応させていただきたいと思っております。

また、避難所の環境につきましても、岡本委員がおっしゃるように、なかなか空調設備を含めて整っていない状況でございますが、避難された方ができるだけ安心して避難できるような形で、来年度以降予算を確保しながら充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

そこは本当に次から次へといろいろな課題が災害が起こるたびにいろいろ起こっている面もあるんですけども、今、ちょうど防災計画の見直しがされている途上でもありますので、極力新しいやり方について対応いただけるように、29年度のと取り組みを踏まえてぜひお願いしたいと思っております。

次に、144ページの環境衛生費の関係で1点お尋ねしたいんですけども、この中で不法投棄の撤去作業賃金として103万円ほど決算を打っていただいているんですけども、町内の不法投棄といいますか、ごみの投棄状況は大変深刻な状況があるんじゃないかというふうに思うんですね。この間、以前ですね、環境美化委員の関係とかで、いわゆる町内清掃等に出させてもらったこともあるんですけども、また、社協等で毎年12月、年末近くのとときに町内清掃もされるんですけども、そのたびに大変な処理できないようなごみが大量に投棄されているという実態を見ております。

そういう点で、今回、こういった方を廃止されて、それはそれでやられていること自身は大変大事なことなんですけども、その実態について、こういう状況をされた上で、これはどちらに聞けばいいかということなんですけども、どのような状況なの

か、その辺、説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

不法投棄の臨時職員につきましては、週3日出てきていただいております。主要幹線、府道であったり町道であったり、そういったところの沿ってありますところにはほかされたコンビニでの袋であったりとか缶であったりとかといったものを収集していただいております。大きなものにつきましても、回収ということにつきましてはかなり困難なところがございます。

また、民地につきましては、元来、民地の所有者の方が投棄されたものについて対応していただくというところもございまして、そういった臨時職員からの報告がございましたら、うちの担当のほうと警察と立ち会いまして、そのごみの状況、それから投棄された方の情報を確認しながら、警察と一体となって投棄者を探すというような形でございます。

ただ、言いましたように、不法投棄物につきましては、土地所有者の方にお願いますという形ございまして、今回の臨時職員につきましてはの収集物にはございません。

それと、日々動いておりますけども、肥料袋を農家の方から無料でいただきまして、その袋で大体軽トラックに三つから四つぐらいの回収物がございます。

今、言いましたように、道路沿いというところの敷にありましたら、大型であっても個人と言わず、回収はさせていただきますというような状態でございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる府道沿いですね、関係、特に宇治木屋線の関係でいいますと犬打峠の途中

の本当に谷底といいますかね、川といいますか、そういうところに多くの投棄類が放置されているという状況も見たこともありますし、なかなかあれは大変なんですけども、ただ即、対応すべきというところは、やはり瓶原大橋のところです。こちらからいうと渡ったところです。いわゆる木津川市の範囲内ではあるんですけども、ちょうど今その府道の拡幅工事が継続してされているとは思いますが、今、工事自身はされてない中で、よくあそこに、先ほど言われましたコンビニの袋であるとか、たばこであるとか、さまざまなごみがよく散乱しているという状況がございます。やはりこれは和東町にとってみますと、和東町に来られる方が必ず目にする状況だという点でいえばですね、そこは和東町じゃないにしても、やはり入る前にそういったものを見て通られるって大変印象として、環境としてもよくないというふうについているんですね。

その辺で木津川市との連携であるとか、京都府の工事の関係もありますから、京都府との関係での連携でそういったものを速やかに除去していただくことも含めて、対応は大変大事だと思うんですけども、その辺はどうされているのでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、木津川ということがございますけども、府道敷きでございます。現に府道を拡幅された状況の中でございましたので、うちの課からも土木事務所のほうへ、余りにもひどいというときには連絡させていただきまして、ごみが散乱しておるので何とかならないかというような形で土木事務所の管理室のほうにお願いしていると経緯がございます。

○委員長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩（午前 11 時 38 分～午後 1 時 30 分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

それでは、29 年度の決算について質問をさせていただきます。

29 年度は何といたしまして、町長が 5 期目に挑戦されまして、その初年度であるという年でございました。そういった中で、お茶の京都博が大きく開催をされまして、和束町も非常にお茶の京都博を通してクローズアップをされたという、そういう 1 年であったというふうに思っております。和束を広く知っていただき、PR もしていただき、非常に経済効果もあったんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そこで、164 ページのお茶の京都博推進委託料、それから広域観光推進業務委託料というのがかなり大きい金額で出ております。これにつきまして、担当課長、どういった内容で、成果はどうであったのかお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まず、164 ページの広域観光推進委託業務 1,484 万 4,637 円についてでございますけれども、こちらのほうは農泊の推進業務でございます。農泊の実績といたしましては、29 年度は 18 団体 435 人を受け入れました。ほとんどが海外からの留学生でありましたり、旅行者でありましたりという形で 18 回受け入れております。

今年度ですね、大規模な 300 人規模の修学旅行が 10 月末にございますので、その関係で、外への営業ということとかあわせまして、中での受け入れ家庭の掘り起

こしということにも力を入れまして、今、91軒の町内の協力家庭を広げたというような状況でございます。

続きまして、お茶の京都についてでございますけども、お茶の京都に関しましては、一番の大きな成果といたしますのは、先ほど竹内委員のほうからもご紹介がありましたけども、やはり和東町の景観が、ポスターでも何でもパンフレットでも、お茶の京都のメインにしていた石寺の茶畑というのは、全てにおいて代表的な本当にメインビジュアルとして扱われたというその効果が非常に大きくてですね、実際のメディアの取材件数でございますけども、28年度は年間通して3件だったものが29年度が22件にふえております。こうしたことから、テレビで紹介されたということでお客様も非常に多く訪れられました。我々のお茶の京都博の地域イベントとして茶畑ビューイング2017を開催いたしましたけども、こちらのほうの実績が4,315人、それから新たに4月に観光案内所がオープンいたしまして、こちらのほうで5,943名、こうした具体的な数字として上がっております。

また観光消費額についてもですね。集計視点の見直しで、大きくはゴルフ場のカウンタがこれまで入ってなかったものを見直したというのが非常に大きいんですけども、例えば、一番の集客点である直売所に関していえば、約880万円の売り上げ増になっているというようなことでありまして、お茶の京都博の効果というのは目に見えた形で数字としてあらわれている状況でございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

非常に経済効果が大きかったと、こういうふうに理解いたします。それでですが、その上に印刷製本費が100万円以上出ております。これは今まで振り返りますと、和東町では、この和東に来ていただいても、和東を示すようなパンフレット1冊もな

いという、そういう状況であったわけです。しかし、この10年間で本当にのぼり詰めたといいますか、これは全国で自治体または企業というような形の中でいただいたものかなと思うんですが、振り返りますと、やはりパンフレットで表彰いただくという事は考えられなかったことではありますが、その辺は大変評価をしたいと思っております。

その辺の状況ですね、どういったことでそういうふうになったのか、これはやはり広く町民の皆様にも知っていただく必要もあると思いますのでね、改めてその辺を答弁願いたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

委員からご紹介ありました大賞をとりましたパンフレットというのは、和東の営みというパンフレットでございます。こちらはですね、外国語、英語と日本語、二つのパターンの両方が説明書きが書いてあるパンフレットでございます。非常に高い評価を得た理由というのが、やはり和東町のパンフレット、普通の自治体のパンフレットであれば、いろいろなところをPRしたいというのが心情であるんですけども、和東の場合はお茶を前面に出した内容になっていると。そこが非常にわかりやすかったという点が1点。

それから、外国人の方も審査員として加わっていただいたんですけども、外国語のパンフレットというのが、我々、外国語が余り得意でない人間が見ればですね、当たり前のように英語の単語が並んでいるだけで、英語という普通の文書に見えるんですけども、いざ本当の英語がしゃべれる方が見たときに、日本人がつくった英語の文章というのは非常に不自然な形が多いと。そんな中、和東町のパンフレットの英文というものが非常に滑らかというか、違和感なく読める内容になっていたというのは非常

に大きな評価点数だったというふうにお伺いしております。

こうしたものはですね、このパンフレット自体を作成した作成者というのが、本来であれば町外のそういう印刷の専門業者に任せたりするんですけども、この営みに関しては、町内で海外のインターンを受け入れている会社のほうがこの仕事を受けまして、実際に海外の留学経験のあるインターンの方がこれを主に中心になってつくったということで、日本人の目線、外国の目線、それから町民ではないけども、和東のすばらしさというものに非常に感銘を受けている方の目線という、そういったところが評価者のところで非常に高く写ったのではないかというふうに分析しております。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

非常に功を奏したということで、和東町にとりましては、担当課長並びに皆さんの努力のおかげというふうに思っております。

それですが、次に、166ページのゴルフカート車両ですが、これは300万円余りで買っていただいております。これは昨年度は2台という、1台はお借りしたような状況で町内を回っていただくことができました。これをもとにしてですね、今年度はどのように計画をされているのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

ゴルフカートについてでございますけども、昨年度末に購入いたしまして、ことしの5月からナンバープレートのほうを取得いたしまして、公道でも走れるというような状況になっております。

今までの活用状況といたしましては、来年度の本格的実用に向けた準備期間ということで、例えば、和束町に訪れる来客の皆さんへ周知を図ったりというのをこの春の段階でしておったんですけども、実際には9月から観光案内所で土日・祝日のみ、こういったゴルフカートに乗っていただいて周遊するというサービスを始めようと思ひまして、運転手の募集をしていたところでございます。

それで、ようやく先週なんですけども、その運転手のほうの応募がございまして、何とか今月末の土日・祝日、29日からですね、観光案内所のほうで周遊サービスという形で運行を始めたいというふうにとっております。それで、何とか今年度中に無償というわけにはなかなかまいりませんので、有償で運行できるような仕組みというものを近畿運輸局のほうとも調整しまして、何とか認めていただきまして、できれば来年度、早くては3月を目標に、遅くとも4月には有償運送ができるように準備を進めていきたいと思っております。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

今いろいろ答弁をいただきまして、本当に29年度は観光面においては非常に消費額も、また認知度も高まったという、そういう1年であったと思ひます。

私、心配しておりますのは、昨年度は29年はお茶の京都でガッと伸びました。30年度はそれを下回るんじゃないかというような思ひで、その辺をちょっと危惧をしておりますが、その辺、町長はどのようにとらえていらっしゃいますか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

京都府は今、海の京都、お茶の京都とか森の京都ということで、一定、ターゲットイヤーを決めて、そこの地域振興を図られようとしております。

この地域はお茶の京都ということでは、いわゆる地域振興を図ろうということで、この29年度は、そういう意味では、ターゲット自体、年だと。言うならば、そこで勢いをつけようと、火をつけようと、そういう年でありました。

この火をもとにですね、これを持続させていかなきゃならない。30年度で火が消えてしまったと、これではだめでありますので、火をつけた以上は、その火を消さないように、さらに新しいものを生み出してくる、これが和東町の方向だと思います。そういう意味では、これからはこれで天じゃなしに、この経験を生かして、まだまだお茶の京都は続きますので、お茶の京都としての地域づくりをもってしていかなきゃならない。

大きいところでは、先ほど説明はなかったんですけども、やはり和東茶のブランドが非常に認知をされてきております。問屋さんの中にはですね、和東茶という名のもとに全て商品化されてきている。今まで和東茶と言わんと宇治茶と言うてくれというようなことでえらい言われたんですが、今、「町長、和東茶、和東茶言うてくださいよ」と、むしろそういう形になりました。煎茶なんですけども、単価も昨年上がってきたと。農協の取り扱いを4,000円台を確保されたと、こういうところにもあらわれているのかなというように思っております。

そういう意味で、いわゆるこれだということではないけど、勢いをつけて、この勢いを和東町の地域づくりの方向として進めてまいりたいと、このように思っております。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。

それでは、次に、176ページでございますが、相楽中部消防組合の負担金1億5,400万円、これはここずっと毎年1億5,000万円を超えた負担金を出しているわけなんですけど、これはいつになったら安くなるのかなってという思いがずっとしてお

りました。それで、町長も相楽郡の中でいろいろ協議をしていただきまして、それで何とかその分担金を低くしていこうじゃないかということで、平成19年にその見直しをしていただいたと思うんです。

中部消防署、和東はそこから分署といいますか支署といいますか、一つランクを下げたような形の中で、持続可能なような、そういう分担金にしていこうということで、19年度から進められたと思うんですが、その当初は1億1,000万円ぐらいやったと思います、分担金。そして、24年度が1億3,000万円ぐらいだったと。そこから1億5,000万円がずっと続いておりますが、人口割という、そういう中にいたしますと、これは概略的な思いですが、和東町は人口が減っております。それに比べて木津川市はどんどん人口がふえていっている。そういった中で見直しはしていただけないものなのか。やはりできましたら、これは一般財源も入っていると思いますので、その辺はどのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

中部消防組合の件でございますが、この管理運営の財政上といいますか、三つに分かれております。いわゆる一般的に管理をしていかなきゃならん。いわゆる東部も西部も関係なしに一般的な管理をしていこう。これについては人口割を基本にしております。

そして、もう一つは、施設がありまして、今まで中部消防と東部消防と分かれておったんですね。その中部消防というのは向こうの3町で、東部消防は3町村だと。この体制を維持するということで、人口は関係なしに、そこはそこの構成町村でお互いに見ましようと、こういう体制になっておりまして、考え方は二つに分かれるんですね。

いわゆる人口割の分と、そして中央でやる、いわゆるみんなにかかわってくるやつは人口割ですけども、東部消防署に関しては施設を維持するということで言われました。私も当初からこの問題に取り組みまして、今、竹内委員が言っていただきましたように、私も東部3町村の人口の割に高いから、町長に就任させていただいた時分から、その当時の藤原町長が管理者だったんですけども、それをずっと申し上げておりました。そのときには今、言われたように、全部人口割にならんのか、それはなかなかできないということでそのときは言われました。それだったら東部に要る経費を下げしてほしいね。

中部消防署と東部消防署は、当時、署長もおかなきゃならん、次長も置かなきゃならん、そういう体制ですから、職員数も非常に多かったんですね。出張所は何人かではいるんですけども、東部消防署に署長を置かなきゃならん。次長も置かなきゃならん。それともう一つは、笠置を抱えておまして、木津川の人命救助の職員も置かなきゃならんと、こういう体制になって、非常に高くありました。

そのときやっぱり人口割はいかんということで、どうしてもできませんでしたから、それだったら体制を軽減さそうと。今できておりますのは、中部消防署と、そして東部出張所みたいになって、署からちょっと落としました。だから、当然、署長が減りました。次長も減りました。それと、木津川で命を救済する担当職員みたいなものは中部に置いてくれということで、職員数は3名減ったわけですね。そして、縮小してきました。だから、そういう形で今しているんですけども、今、言われるように人口が減ったからといって、救急体制とか、この体制はそのまま維持していかないと、救急車もここにあったり、お互い総合的にしております。人口は減っていますが、出動回数というのは、むしろ今日のほうがふえているんですね。そういうことで、私は人口割ですけども、やむを得ず体制は維持をしていかなきゃならんというように思っております、体制割。

いろんなところになるべく中央に予算計上できるものは持っていきたいなとは思っ

ておるんですが、東部については体制を維持する意味で体制割でなっております、3町村が持たなきゃならん。なるべくなら中央でやれるもんは中央へ持っていこうというのがこれからの課題だと思います。

人口割というのは、現状、全部が人口割というのは、そうすると、ここにこんだけ要らんねとか、加茂から来たらいいのかとか、そういうことを言われる可能性があります、だんだん人口が減ってきますと。だから、私は人口が減っても笠置と南山城あつこに一つの消防署、それと和東町のここへ、人口が減ろうとこの体制でやっていかなきゃならんと、こういうように申し上げておりますので、やっぱりこの体制はやむを得ないかなというように思っております。その辺をひとつご理解をいただきたいと思えます。

あとは自然増で、いわゆるそこで買ったものはそこで起債もふえますので、東部のものについては、東部消防署に基金、これから入れかえますが、これは東部消防署で見ていかなきゃならない、こういうときですが、できる限りこういったものについては過疎債を持っているところは過疎債、南山城のように辺地債にのせてやっていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

古い相楽中部消防組合の分担金に関する協議書というのがございまして、これを見ていくと、第2条に、組合の運営に要する経費は、組合4市町村の分担とし、分担割合は人口割とするというふうに明記されているところがあるんです。ですから、人口割でいけるんじゃないですかというふうに、今、質問をさせていただきました。

本当にその後の第4条には、笠置町、和東町、南山城村の分担とする、こういう厳しい文言も入っております、そこを読んでいくと、やはり東部3町の持ち分かなと。

これは痛し、痒しのところなんかなというようには思うんですが、しかし、1億5,400万円、このかなり大きい負担ですのでね、このうちの国・府の補助はどれだけいただけて、一般会計からどれだけの持ち出しをされているのか、総務課長、その辺、教えていただけますか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

この消防の経費につきましては、普通交付税という形で算定をされております。普通交付税につきましては人口割が基本になっておりまして、消防費全体で和東町の29年度の支出済額でございますが、2億234万7,417円ということで、約2億230万円ということになりますと、そのうち地方交付税で配分されます交付額が1億600万円という計算でございます。消防費全体で約9,600万円の一般財源の負担というふうになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。

9,600万円の持ち出しを毎年行っていると、そういうふうに理解をして、ここが削減できれば非常にいいんですが、理解いたしました。

それで、次に質問したいのは、172ページでございます。

ここに町道維持修繕工事367万円、これが出ておりますが、担当課長、この道路はどこになるのでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

町道維持修繕のこの工事につきましては、白栖撰原線でございます。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

白栖撰原線といいますと、白栖公民館の上のあたりの町道やというふうに思うんですが、非常にこれは住民さんからの苦言をいただいておりますので、この29年度の決算の中でもう一度確認をしておきたいなというふうに思いました。

非常に広い道路でありまして、これは先をたどれば、平成12、3年のころになるかと思えます。ですから、そこは置いておいて、やはり今あのように修繕をされたわけですが、歩道もなく、どこを歩いていいのかわからない。そして、傾斜面になっているので、車を駐車するにしても非常に危ないので、これは一体どういうところからこういうふうになったのかという地元の方のそういうお声が非常にたくさん聞きます。ですので、どういった経緯でああいうふうになったのか、そこを確認したいと思えます。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今ご指摘を受けている点でございますけども、場所につきましては、白栖公民館からさわらび通学橋、もしくはFAのグリーン工房のほうに行く場所だと推測します。

アーチカルバートの上を斜めに、道路側に向かって舗装したということで、傾斜地につきましては、確かに車道側に向かって傾斜をしております。これにつきましては、本来あの道路につきましては、平成7年以降、自主道路改良の形で白栖撰原を通学橋

まで拡幅していこうという工事を行っておりました。平成14年だったと思うんですけども、工事の見直しが入りまして、工事がそこでストップしたという状況でございます。

アーチカルバートの一番下流側になるんですけども、中谷川の川の高さのところにてールアルメが積んでます。そのてールアルメの高さから約3メートルだったと思うんですけども、道路が本来は上がります。上がりまして、そのまま高い位置に道路ができる計画をしておったんですけども、アーチカルバートが終わった段階で工事が中止になった関係で、アーチカルバートのところのてールアルメの後ろを抑える、専門用語でいいますとストリップという鉄板が入るんですけども、その鉄板を抑えるための土を乗せております。その関係で車道側に斜度がついているというのが現実でございます。

先ほどから出ていますお茶の京都なりいろいろな関係で、日本遺産等も含めまして、茶いくるライン等の事業も実施させていただきました。その中に土羽で汚い状況にあったということで、草もよく生えていると。その後に、ここでもご質問を以前にいただいたんですけども、工事用残土を置く場所に使ったりということで、かなり粗悪な使い方をしておったのが現実でございます。それを含めまして一旦整理をしまして、あれ以上、土が落ちますと、今度はアーチカルバートの上部に置いてあるてールアルメ自身が前方に向かって転倒するおそれがありますので、それをおさえるために舗装をし、上を整備したということでございます。

緊急な場合の駐車場等には使用できるということで、ある程度の傾斜につきましては抑えて傾斜をさせていただいております。ただ、歩道につきましては、車側線を入れまして、路側の線を入れておりまして、その中を自由に歩けとは言いませんけども、一定の歩ける場所を確保しながら、これも以前ご質問いただいたんですけども、その路側の線の内側にマーカーのポイントを6カ所打ちまして、一応その中を歩いていただけるようにはさせていただいております。

今、言われているように、10年近く放置したところを舗装をしましたので、その辺の細かい説明につきましては、十二分できてなかったとことにつきましてはおわび申し上げたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

今の説明ではテールアルメを維持させるために高くなったというふうに理解をいたしました。しかし、もう少しほかに方法がなかったのかと。

今さら言っても遅いかもわかりませんが、ただ、テールアルメを抑えるだけの何とかラインというんですか、それをおさえるために盛土をしていると、高くしていると。あそこはもう少し低くても歩ける状況。そして、今、言われたように、住民の方が健康のために歩くという、そういうふうな形であれば理解はしていただけるという部分が大きくなると思うんですが、やはり地元の方は、「和東町はお金があるんですね。非常に余っているんですか」というような言葉も聞きました。町道については、もっともってやってほしいところがいっぱいありますよと。しかし、あそこはよく目につきます。もう少し住民参加できるようなことの中でできなかったのかという、そういう思いがいたします。

今さらどうしようもないかと思いますが、ご理解くださいということですので、理解はできませんが、以後ですね、やはりそういったところは慎重にやっていただきたいと思います。

それと、もう1点、これは府道についてですが、和東町の入り口でございます。和東町の入り口について、29年度は全く前に進まなかったということがございます。矢板を入れたままの状態、そして朝から出てましたごみもあります。そして、対向車線の真ん中の線も消えております。そういった危険な状態が29年度はずっと続いたんです、1年間。ですから、本当に住民の命と健康を守る、また、災害から守って

いくという観点に立てば、一日でも早くその改善はしていただかないと大変なことになってしまうという思いがいたします。その辺、担当課長はどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

まず、先ほどの白栖撰原線の件ですけれども、テールアルメの高さとそれからアーチカルバートにつきましては、最終的にでき上がる道のところまででき上がっておりますので、アーチカルバートを安定さす分と、それからテールアルメを安定さす分の縦断勾配の修正をかけたところまで工事が終わっております。従来ですと、公民館からほぼ真っすぐの道であったのを約3メートル近く上げております。その関係で、その道をもう少し上げるとなれば、他の道とのアクセス関係をもう少し変更する必要がありまして、あの高さが一番最低の高さで上がっているというところで、何とかご理解を願いたいというのが現実でございます。

もう1点につきまして、旧信楽線でございます。

実は先日も土木事務所長とお会いをしまして話をさせていただいております。一番最後の質問にありました白線の件でございます。

路側につきましては何とか対応してほしいということで、側線については事務所のほうで道路管理者として引っ張れるということなんですけれども、私もうっかりしておったんですけれども、センターにつきましては、黄色線になっています。これにつきましては、保安ということもありまして、警察関係との調整をしなければならないということで、なかなか対応できていないというのが現実のようでございます。

それと、今の工事につきましては、現段階でほぼ50%のできでございます。これにつきましては、本来、補助事業で事業を実施しますと、そこに目的予算という形で

つきますので事業が進むんですけども、今回の工事につきましては交付金事業ということで、なかなか財源が回ってこないということが現実でございます。

それで、今、行ってもらっているのは、2年間のお金を合算したような格好で発注していただいています、27年、28年のお金で29年の当初ぐらいまで工事が行われました。30年につきましては、30年のお金と31年の補正を抱き合わせ格好で若干のお金を固めて工事を発注するという事でお聞きをしております。

ただ、この工事につきましては、大井手水路の補償がかなり大きなウエートを占めておりまして、大井手水路の先に修繕をかけた上で下の道を直すという逆巻き工法といたしまして、従来は下から順番に積んで上がるんですけども、上からアンカーで抑えておいてくるという工法になってます。現実まだ最後のカーブのところの水路の上部の法面が一段終わっただけで、あと3段下までおろさないとならないと。その多額なお金がかかるということで、当初の計画よりも大幅におくれを出しているのが現実です。ただ、うちとしましても、町村会を通したり、いろんなところで要望を加えまして、要望はしております。

委員ご指摘のとおり、和束町の玄関口でもございますので、できるだけ早い時期に開通できるよう私のほうからも十分に事務として進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

いずれにいたしましても、やはり命にかかわることですので、なるべく早く完成ができますようによろしく願いをいたしたいと思えます。

それから、もう1点ですが、182ページ、自主防災組織活動補助金16万円出ております。29年度は2地区においてこういった自主防災組織が立ち上がったわけでございます。町長の決算の報告の中にもそういうことが書いてございます。これにつ

きましてですね、29年度はたこうであったと。その次ですが、これをもとにどのように進めようとされているのか、町長、1点伺いたいと思います。

総務課長。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

竹内委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成29年度につきましては、竹内委員がおっしゃいますように、自主防災組織活動助成事業ということで、木屋区と南区の二つの区の自主防災組織が編成されまして、結成補助金5万円、活動費3万円ということで支出させていただきました。

6月議会でも竹内議員のほうから質問がございまして、和東町としては、30年度につきましても、やはり昼間の防災の状況が非常に手薄いということで、今後も区長さんをお願いしながら、それぞれの区が自主防災組織を立ち上げられるように努力はさせていただきたいというふうに考えております。

なお、それぞれ南区、木屋区につきましては、訓練、そして今年度でございしますが、木屋区につきましては、ハザードマップの作成、また、それぞれの避難路の作成ということで、京都府の職員を交えまして話をさせていただいたところでございます。

南区につきましては、30年度、まだ返事はいただいてないんですが、訓練等をしたいという意向は持っておられますので、お手伝いをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

続きまして、備蓄についてですが、先ほども質問ございました。29年もたくさん用意をしていただきました。前も質問させていただいたんですが、赤ちゃんのミルク

についてはできていないというようなことでございました。今回ですが、これは国のほうで液体ミルクというのができました。これはまだ日本では製造されていないんですが、東北の震災、または熊本の震災のときにフィンランドから取り寄せて、そして使われたという経緯がございます。それを受けまして、国ではこの8月から製造が許可されるようになったということで出ておりました。

しかし、これは非常に値段が高くて、日本は粉ミルクしかないんですけれども、液体ミルクというのは、すぐさま哺乳瓶の口をつければ、すぐ飲めるという素晴らしいものだそうでございます。ですから、早くからそれを注文していただかないと、値段は普通の二、三倍かかるとかいうふうに出ておりました。ですから、その辺の対応もあわせてお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

竹内委員のご質問にお答えさせていただきます。

液体ミルクにつきましては、竹内委員おっしゃるように、たしか先月の8月から日本で承認されたということで、私も新聞等で知ったところでございます。

まず、やはり災害時に間に合うようにということで、値段のほうもございますが、やはり都道府県、京都府で一定の仕入れをしていただいて、災害の被災地に配付されるという形が一番いいのではないかなと。

確かに、和東町で持つのも一つの方法なんですけども、やはり賞味期限というか消費期限のほうもございますので、京都府のほうに強く要望して、京都府の備蓄品として常時置いておけるような形をお願いをしていきたいというふうに考えています。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

ぜひ、そこは要望していただきたいと思います。

それから、収入未済額に移っていきたいと思うんですが、収入未済額の一般会計につきまして、国保を除いてはほとんど28年度よりも増加をしております。その中で簡易水道が2,154万円というような大きな金額でございます。これは一般会計と同等の金額といえますか、町税と同じような金額になっております。ですから、本当に過年度分を見ますと2,000万円以上あると。現年度は133万円ということで、この辺、水道の滞納ですね、これは課長、どんなふうになっているんですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

私のほうで水道のほうにつきましての収入未済額についてですけれども、確かに、現年110万円ちょっとの未済を出しております。約40人の方でございます。そのうちの5万円以上出されている方が3人です。残りの方が大体二、三万円のところで出ております。

この関係で、30年につきましては1名の再任用の職員を当てまして、毎日収納には回っております。ただ、できる限り、現年を出してしまうと過年を出すということになりますので、現年をまず消す。その後に過年をいただくというような形をとりまして、できましたら、9,000円であれば1万円もらって過年を消すというような形で、今、取り組んでいるところでございます。

何分なかなか徴収ができていないというのが現実でございますけれども、鋭意努力させていただきますながら進めたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

昨年も同じ質問をさせていただきました。同じ答弁をいただきました。本当にどこまで真剣に集金に回っていただいているのかなという思いがいたします。これ、水道です。

それから、住宅使用料です。

これも 1,599 万円ですか、住宅でございます。12 ページです。ここにも住宅使用料、この辺たくさん滞納になっていると思います。収入未済額でございます。この辺につきましてはどのような対応をされてますか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

住宅使用料につきまして、昨年につきましては 170 万円ほどの未済を出しております。これにつきましては 1 名が 100 万円を超える未納ということになっております。現実、この方については再三再四連絡をとっているんですけども、なかなか連絡がつかないというような状況でございました。夜の張り込み、それから昼の訪問等々を繰り返しまして、この 8 月 17 日に本人をやっとつかまえることができました。その関係で、この方の未済額につきましては数百万円というようにはね上がっているのが現実でございます。それを全部見せまして、一転、退去していただくというような話を、今、進めております。

退去をしないという話になってくると返済をしていくということで、実は先日、職員が同行しまして、金融機関で自動振替の手続を踏ませました。これについては現年の部分のみにしかとれませんので、ただ、それについても給料を入れたその直近にお金をおろしているということも本人から聴取しておりますので、これをできる限り残すということで、今、話は続けているところでございます。

1年かかってやっと本人をつかまえて、何とか話をすることはできたんですけども、なかなか滞納額が破格な額になっておりまして、今後、指導を続ける中で、長期になると思いますが、幾ばくかのお金を徴収できるように努力したいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

原課では大変ご苦勞していただいている。それは本当によくわかります。勇気も要ります。大変なことやと思います。

しかし、住宅につきましては、連帯保証人という枠がございます。その保証人も交えて、そして一緒に話をするという、そういうことを他の自治体でもされてますが、その辺はどうですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

うちもその方向性で、今、動いております。

本人とまず話をするので、本人にまず連絡をとるということで前提に動いておりましたので、9月から初めて自動振替が始まるということになるんですけども、この段階で落ちなかった場合については保証人と一緒に話をするという通告も入れておりました。あと、もう一つは、会社のほうにも連絡をするという話を今させていただいてまして、遅い、ぬるいという話になるかもわかりませんが、じっくりとかかりながら徴収していきたいというように調整をしておりますので、今ここではそれ以上の答弁はできませんけども、なるべく早い時期に健全な形の整備を努力したいと思っています。

ただ、この本人につきましては、去年、おおとしと2年間、実際のところ、こちら

から送った書類に対して一切反応をしない。連絡をとっても連絡もしないというような状況が続いておりましたので、その辺、手ぬるくいつてしまったのが大きな額にはね上がった原因だと思っておりますが、その点については反省をしております。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

集金というのは本当に大変なことでございます。当人さんにしてみれば、当然、義務的なことはやっていただかないといけないわけですが、そこが非常に苦しいところであるかもわかりませんが、よろしく願いをいたします。

それで、最後にですね、不納欠損についてお尋ねをしたいと思います。

今回、一般会計368万5,000円という不納欠損でございます。全体には、全会計合わせますと、去年よりも18%もふえているという、そういう実態がございます。この辺、税住民課長、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、29年度の不納欠損でございます。

不納欠損につきましては、平成22年度から不納欠損執行停止について、京都地方税機構が行っておりまして、ただ、会計処理は構成団体である和束町が行っているところでございます。

税機構のほうでは、資力のある者に対しては適宜差し押さえ等を行って債権の確保を図っていると同時に、時効を中断させ、納税折衝に当たっておりますが、死亡、生活保護、資力のない者等については不納欠損となるということになります。

29年度中の不納欠損、個人住民税、法人住民税のほうはなかったんですけれども、

固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、それぞれ件数が上がっております。その理由はとしては、本町のシステム上、時効消滅とその他ということになります。

その他としては、先ほども言いましたように、死亡やら居所不明、生活困窮等が当たるとはかなと思います。

時効消滅のほうにつきましては、例えば、一部納付したりして、時効の進行が中断し、そこからまた納付がなくて、結局、時効を迎えてしまったものがあるのではないかというふうに考えております。

また、そのほかにつきましても、死亡であれば相続人調査はもちろん、居所の確認、財産調査が行われまして、その結果として、一定整理されたものがこの不納欠損になっていくというふうに考えております。

いずれにいたしましても、滞納時につきましては、京都地方税機構のほうで処理をして、その会計処理については本町が行っていくという状況でございます。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

この一般会計の中で見ますと、町民税が65万円、固定資産が287万円、軽自動車が15万円と、こういった中で、やはり目立っているのが固定資産税だと思うんです。

先ほど答弁の中でございましたが、居所不明、最近こういった言葉が時代の流れかなというふうには思うんですが、他町村から引っ越してこられて、そして亡くなられた。その後の処理ができないとか、そういったことがあるかと思います。そういったことはこれからも非常にふえてくると思うんです。ですから、このところの手だてをどうするかということが大事なことと思うんです。

前にも提案させていただいたんですが、精華町でやっていらっしゃる総合窓口ですね、死亡届を出しに来られたら、その窓口で農地や森林を相続する際に義務づけられ

ている届け出など、必要となる諸手続を一貫で示した資料を相続人に渡すという、死亡届を出しに来られたときにそういったことを改善策をやっていますよというふうなことを一度提案させてもらった覚えがあるんですけども、その辺はどのように取り組まれていますか。

○委員長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

窓口のほうに死亡届を出しに来られた場合、時々、葬儀の業者さんが来られるということもありますので、後日、遺族の方に来ていただくようにということでお伝えはさせていただいております。

役場税住民課、あるいは関係する福祉課なり建設事業課、農村振興課での手続を一覧にしましたものをつくりまして、遺族の方に、こういう手続が必要ですよというお話をさせていただいております。以前は小さいこれぐらいの紙だったんですけども、A3両面の印刷でお渡ししているところがございます。

その中には、特に農地の関係で相続等必要になってくるということで、それについては農業委員会のご案内をさせてもらったりということがございます。

ただ、それ以外の宅地なり山林なり家屋等につきましては、まだちょっと手薄な状態でございますので、さらに工夫を加えて対応させていただきたいというように思います。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

しっかり取り組んでいただきますようよろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

主な施策の成果の説明書、総括から質問をさせていただきます。

まずは町長、このたびの台風と北海道の地震、すごく甚大な被害が出てます。この総括の中にもありますが、うちのほうも非常にやっていると。やっているが、やはりいろんな今回の台風と地震の教訓を踏まえて、もう一度またぶち当たっていったらいろんなことが出てくると思います。やはりこれからもいろんなことを考えて、起こらない、起こり得る、想定しないようなことが起こってきたら、また考え直して、いろんなことを進めていただきたいと思います。

想定が1だったら3、4のことをやれば想定内になりますからね、想定外をつくらぬような感じでやってもらいたいと思います。

そして、次に、4次計画で交流人口がふえたというとは喜ばしいことだと思います。でも、定住人口というか、人口は、私、2,500まではザーッと行くと思います。私、予言者じゃないです。予言をしたらだめですけど、やはり20年先、30年先のことは、私たちこの議場の中にいる者、全部、20年、30年先わかりません。ですから、予言じゃないですけど、私、2,500まではずっと行くと思います。そして、そこで歯どめがとまると思います。

うちには地場産業のお茶があります。ですから、2,500までは行っても2,500以下は行かないと思います。やはり茶業がうちの地場産業ですから、それに力を入れていただいて、そして盛り上げていかなければならないと思っております。

そして、次に、財政のほうですが、交付税が若干減ってきています。その中でこれだけ回していけるのは、私は努力されていると思います。やはり交付税が減っていくと、次にどの施策を削って、どの施策を優先していかないとだめだとか、いろんなことがあると思います。その点、よく考えて、和東町の30年、50年、100年先

のことを考えての施策を施していただきたいと思います。

私はよくやられていると思います。これからもこの状態で頑張りたいと思います。

それと、2億500万円ですか、黒字が出ました。やはり私、この前の12月のときに一般質問で言わせていただいたですけども、固定資産税2,000万円をちょっと切れますから、やはりもうぼちぼち町長の英断で他町村並の、うちだけ特殊やなどという感じの数字じゃなく、ごくふつうの町に変えていただきたいと思いますので、長いことずっとたくさんもらっていたんですから、2億500万円ぐらいの黒字があるねんから、よっしゃ、やったろやないかいというぐらいの気持ちでやっていただきたい。

これまでの考え方は町長に答えてください。お願いいたします。

会計課長、当たへんと思ってるあかんで。この2億500万円も黒字になったんですから、どうですか、お金の回し方は。1年間やっていて、楽にスッと回りましたか。それとも、一借やって、えらいこっちゃえらいこっちゃと思ったことはありませんか。どうですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、災害というのは、和東町で起こってもおかしくない話であって、これは近畿も南海地震ですか、非常に近日にやってくると言われておりますので、これは地域挙げてその対応というのを考えていく。

今、京都府も挙げてタイムラインでどう検討していくかと。それぞれの中でどう対応していくかと、ここだと思っております。

そして、先ほど答弁させていただきましたけども、今までの経験をさらに生かしな

がら次に備えていきたい。だから、今までからの警報が出るに連れ、警戒本部を挙げて、そしてフルの体制で今、整えております。そういうことも一つの経験の積み重ねにしていこうということで今やっております。

これは小西委員が言われているようにですね、これはいつ、どこで起こってもおかしくないっていう対応ができるような体制で日ごろから取り組んでいくというのは当然のことだと思いますので、改めてこれについては、そういう方向で進めさせていただきたいと。これは先ほど総務課長のほうの答弁もあったものですので、これぐらいにさせていただきます。

それと、もう1点、財政の件を言われました。これも、財政と人口の面ですね、これは一般質問でそのときに岡田委員が申されたのは、その焦点をコアに見るか、全体的に見るか、こういう話をさせていただいている。和東町の場合は、これだという特効薬がないということを申し上げました。今、小西委員も言われておりますように、これという方向で減っていくことは全国的な流れの中であるんですけども、しかし、されとて、それをどのように食いとめるかというのは大事なことであり、岡田委員も時分なりの考えを申されておったわけです。私はそれもそのとおりで否定はしておりませんが、それだけではなかなかいけませんので、あのときにはがむしゃらとかというようなことは適切かどうか知りませんが、まちづくりを活性に向けて一生懸命取り組もうということで、とにかく食欲に地域づくりを進めていこうということで、これがこれややなしに、これは今、見ていただいたらよくわかっていただけたと思います。活性化やら産業振興やら道路問題やら、あらゆるところでそういうソフト事業は十分じゃありませんが、子育て支援、これも指摘いただいて、よそより早いことやっている医療費の無料化も高校生まで行かせていただいたと。それも窓口払いなしにやる。今でも不十分ですけども、そういうことをしながら取り組んでいく。

だから、これっていうのはないんですけども、これからも和東町のまちづくりは元氣だと。それは今、小西委員がいみじくも言われましたように、そのとき私も答弁さ

せいただきました。宇治茶の主産地という、お茶の産地というのが町の元気を生み出すものであると思います。

これを中心にやっていこうということですから、現在、この宇治茶を守る、この主産地を守る、そして、農家を元気に支えていけるものは何かということで、全住民が同じ方向を向いて進める景観条例なんかは申し上げているわけなんです。景観条例のもとに農家が元気に守れるものは守る、支援をしていこうというのも一つの方法だと思います。

先ほど三つというのは犬石課長も答弁していましたが、そういうきめ細かなところに目を向けてこれからやっていきたいなど、このように思っております。

人口については、岡田委員の質問と重なりますが、同じようなことで考えております。

それと、もう一つは、財政を見られました。これは基金とか積まれているとか、基金の残高も言われますし、この黒字も出るんですが、黒字の分についてはですね、これは当初、一般財源を見てやっている分がいろんな補助事業とか交付金とかのせる努力をしてくれております。私もこれはありがたいのは、それぞれの所管課において、単費をなるべく少なくして、何とか補助金にのせこようという努力をしてくれております。そういう意味で、補助金をとるということで、この間のお茶の駅のときに構想としてのせたんですけれども、あれも結局はそういうことを狙っての話なんですね。

そういうことで、いろんな意味でそういうものに切りかえていく。だから、当初スタートするときは単費事業でスタートしたから、それはやっぱり補助金のほうへ行きますから、それが結局積み込むということになります。

それと、もう一つは、財政は担当も苦労してくれておりますのは、単年度で見てみないので、これはいろんな事業に必要なときには、昨年度は相当工事をして起債を発行いたしました。28年度より29年度はちょっと落ちている。これはそのときそのときに見るわけにいかない。返すときには、皆、重ねて返さなきゃなりませんので、そ

ういうことを見定めながら財政運営していかないと、なかなか一軸を入れたから次のときに行きましょうねというのはなかなかできないと。いわゆる長期の何年かの計画を見ながら財政計画を立ててやってくれていると、こういうことなんですね。

それともう一つ、質問で直接なかったんですが、基金もようけ持っているやないかというところです。

うちの基金は、見ていたらわかりますように、事業を進めていく上の基金をうまく利用してくれてます。早う言うたら、子育てする者とか、これは皆そのときの過疎債を発行して、有利な起債を発行して、積んで、そしてその起債をもとに事業を進めていく。起債額というのは、結局、起債残高にはね返ってくるものもあるわけなんですけど、そういったものを有効に利用して前向きな事業をしているというところもひとつご理解をいただきたいと思います。これからもそうした過疎債を発行して基金に積んで施策の運営にやろうという方法をとるかも、まだ、ふえてくるかもわかりませんがそういう手法も取り上げております。

このようにいろんな手法をとってやってきているのが、結果として今回は一般会計で2億円余りの黒字があると、こういうことをご理解いただけたらありがたいなど、このように思っております。

健全財政ということで、これからも短期・長期にわたって取り組んでまいりたいと思います。

私に対しては以上でしたかね。そういうことで答弁させていただきます。

○委員長（吉田哲也君）

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（瀧村幸代君）

私、4月1日の異動によりまして会計課長になり、間もなく6カ月を迎えることになります。職員になりまして大分なるんですが、和東町の財政状況につきましては、恥ずかしながら全く無知の状況でありまして、日々の歳入歳出の多さにびっくりする

毎日であります。5月31日の出納閉鎖に関しましても、総務課長を初め皆様に助言いただきながら何とか過ごすことができました。これからもまたみんなに教わりながら、仕事のほうを覚えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

会計課長、お金は大事に扱ってやってください。早く覚えて。そういうことです。

今、町長にいろんな答弁いただいたんですけど、やはり私はいつでも思っているんですけど、和東町が本当に大変なときに町長になられて、そして、ここまで持ってこられて大したもんやなと思っているんですけど、やはり町長は大分夢多き人ですから、いろんなことを考えられて施策をやっておられます。私は和東町にはやはり地場産業のお茶があると。そのお茶に特化したことをやっていかないと私はだめだと思っています。

そして、今、地域力のほうがよく考えている景観条例、あれもやはり読みますと、和東町はお茶やから、お茶に特化したことをやるんだと。お茶のことを守っていくんだという意味で私は考えておられる景観条例だと思っております。だから、邪念を捨ててお茶一本で、そしてお茶のところにお金を集中投下をすると。実もならないところにお金をばらまいても、収入しても何も身にならないんですから、町長、怒るかもしれません、水菜どうなりました。やはりクエスチョンマークがつきますよね。そういうところからは何ぼ補助金来るからといって、そんなところに人を置いて、そして甘やかして、だらだらだらだらやっていることと違うと思うんです。

犬石課長もいつまで和東町いてもらえるんですか。あと、もう何年もしてすぐでしょう、帰られるのは。だから、いられる間にいろんなことを考えてもらって、そしてまた和東町はお茶でやるんですから、また帰られたら犬石課長のところに行って、今

までに来てもらった課長のところへ行って、そして、何とかこの1点だけでひとつよろしく願いますというのが私は筋だと思うんです。

私、見ていたら、違うところにお金を注入しているな、何でやるな、好きやねんなあと思いながらしているんですけど、余りレガシーをつくらないでください。もう一つでいいですから、お願いいたします。町長にはこれだけです。

それと、私、去年の12月に一般質問したときに、滞納の問題で大分言わせていただきました。それで、今回も岡本委員も竹内委員も、そして岡田泰正委員も滞納のことを相当聞いておられますが、今、数字を見てたら、何もよくなってないですよ。一生懸命やってくれているというあれは全然出てないです。

総務課長は福祉課長のときに引き継いでやっているから、福祉課長も総務課長から申し送りがあるからこれから一生懸命やってくれると思う。だから、建設課長に一つ聞こうか。

建設課長、水道は一生懸命やってますという議事録を挙げてもいいねんけど、こういうような答弁していたら、やってますねん、やってますねんというようなことやったから、それでも今回28年度より若干現年度分だけでもふえてるの違うかいな。一生懸命やっているというあれが見えてこないんですよ。やっぱりおとしよりはやりましたから、おととしの滞納が1万円です。29年度は8,000円になりました、7,000円になりましたというたら、2,000円、3,000円減ってんやから、努力してくれてるんやなという感じが出るけど、ふえてたら努力してないということになりますよね。その辺のことはどうですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません、28年度のポイントが、今、手元に出ないんで、申しわけないですけど、滞納につきましては、随時、家を回るしか方法はないということで、今、回って

おります。これで徴収できるところはできる限り徴収するというので、今も専任で回ってもらってもおりますので、鋭意努力させていただいて、30年度につきましては、29年度のポイントよりも上がるような努力をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

休憩時間が過ぎていますからこれだけにしておきますけれど、やはり滞納しておられる方は何か問題があるんですよ。だから、一般質問のときにも納税相談に乗って、そしていろんなことをやってください、そして、悪質なところは厳しく取り立てるということをやってくださいと言っているんです。

岡本委員もそのようなことを言っておられると思いますよ、そういうような相談とかいろんなことをしておられますかということ言っておられるんですよ。その姿勢さえ見せてもらったらいいんですよ。本当に困っておられるところからもらうことなんてできないんですから、それをやってください。そして、議員が質問したら、その答えを返してくれたらいいんですよ。

数字ていうのはよくなるとだめなんですから。悪くなっていったらしてないということになるんですよ。そうですね。ここで言うたことを12月の議事録上げたら何ぼてすぐ出てくるから、だから、その辺、肝に銘じてやってください。仕事してないと言っていることじゃないんですよ。大変だと思いますよ。ね、井上課長。やってないと言ったらだめだよ。やらないとだめなんですから。皆さん言わないとだめなんですから、よくわかってもらって。そういうことです。

○委員長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時55分まで休憩いたします。

休憩（午後2時42分～午後2時55分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

先ほど竹内委員のほうから町道白栖撰原線のことで質問がありましたけども、その関連で、いわゆる府道におりるまでの白栖の町道についてもですね、地域のほうからもかなり道自身が傷んでおりますし、また、通学路としても使われているんですけども、大変暗い状況もあったりしてですね、改善を求める声もあるんですけども、ただ、29年度におきましても、特に改善するといった動きもなかったわけですけども、その辺についてはどういう扱いになっているのでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

白栖撰原線につきましては、現在、町のほうで一定の草刈りと、それから伐採等は行っております。ただ、現状を見ていきますと、確かに手が入り切れてないというのが現状でございます。できる限り整備できるよう努力したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

やはり大変路面も傷んでいるという状況と、それから、すぐ横に川があるということで、大変危ない部分もあります。そういう点で、やはり具体的にぜひ改善のほうをお願いしたいというふうに思うんですね。

それとですね、172ページの町道維持修繕工事の下のおとな京都茶いくるライン整備工事なんですけども、これに191万円ほど支出されておりますが、確認ですけども、この190万円の支出というのは町独自の分だけですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、西和東が5線、高橋からのぼりまして、今、話題に出てます景観のところをずっと上がりまして、政所商店を曲がりまして、グリーン工房のところを通りまして、和東井手までの間、この間の分と合わせまして湯船朝宮線につきまして、茶いくるラインということで、茶色の線と茶いくるラインという文字の入った線を引かせていただいています。この2カ所の分で、その他の府道につきましては京都府が引いている。和東町の町道を引いた分だけでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

それで、この平成29年度はお茶の京都ということで先ほど来お話もありましたけども、この茶いくるラインというのもその一つの一環として京都府のほうで主導してやられたわけですけども、平成29年度におきまして、本当に住民の皆さんから自転車の通行についてお答えを聞いたことは、今までないぐらい大変聞いた年だったんですね。

一番危惧されているのはやはり安全の問題で、大変乱暴な運転をされているようなチームもございまして、道もそんなに広くない中で、車の往来についても大変支障もあるということで、いろんな声を聞いたわけですけども、それで、この茶いくるラインというのはそもそもですね、何のために引かれたのかということなんですね。

いわゆる自転車の方を府道が危ないのでね、とりあえず中に入れて、自転車のほうの安全を確保するということが一つの狙いだったかもしれませんが、そういったもともとの目的というものをもう一度確認しておきたいのと、今回引いたことによって、その目的というのは達成されているのかどうかですね、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本委員がおっしゃられるとおり、高橋からローソン前の白栖橋までの間を町道に回しましたのは、確かにそのとおりでございます。狭隘な道でございますので、府道敷きについては車のスピードも上がるのところというところで、京都府と協議した結果、町道に上げるということで、引かせていただきました。確かに引いたことによってそちらのほうに回っている自転車も結構ございます。反対に、引いたにもかかわらずロードバイクがそのまま府道を走っている分も多く見受けられるのが現実でございます。

それと、一定の成果があったかということでございますけども、山城管内で自転車観光ということで整備したものが茶いくるラインでございます。京田辺のほうから出ていただいて、和東井手を超えていただいて和東に入っていただくと。その関係と、和東から信楽のほうに抜けていただいて、そこから307で、また宇治田原のほうに戻っていただくということで、誘導線として施工したものでございます。効果的には一定のラインを回っているサイクリストもおりますので、効果的に一定あったかと思えます。

ただ、言われるように、道路拡幅を行った上でやったものではございませんので、場所によっては通行に非常に危ないところも現実でございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○ 6 番（岡本正意君）

もともこの府道なり自転車の通行上の安全の確保という声というのはね、自転車というのは、基本的に以前から和東町を走る自転車はよく通っておりましたから、それでどの程度ふえたのかは知りませんが、いずれにしても、声としてあったのは、安全を守ってほしいということだったんですね。もちろん自転車も事故ってほしくないし、住民も自転車と絡んだような事故に遭いたくないと、そういう意味でそこを何とかしてほしいというところが出発点だったと思うんですね。

しかし、この茶いくるラインを引いたことで、じゃあ、それに応えることになるのかという意味でいえば、私は、はっきり言って全く応えてないと思うんですね。いわゆる高橋から白栖を抜けていく道であればですね、逆に言えば、それは自転車を引き入れているわけですから、その分、やはりいろんな事故が起こる可能性もありますし、あそこは大変坂というものが多く中で、スピードも出やすい道でもあります。そういう点では、やはりいろんな意味で危険を増しているという面もありますし、通学路ということもあります。

住民の皆さんの率直な声を聞きますと、基本的にやっぱり何のために引いたんかよくわからないということと、それから、引くのであれば、もう少し従来の府道なり町道の安全確保にやってほしいという声をよく聞いたわけなんですね。ですから、引いてしまったものはまた剥がすわけにもいきませんからあれですけども、やはり町のお金だけで200万円近いお金をかけてこういうことを引いたというのは、はっきり言って無駄だったなというふうに思わざるを得ないと思うんです。それで、本当に自転車の方が安全に往来するという意味ではですね、もう少し違う形での安全対策というものが必要だったんじゃないかと思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的には私たち、まちづくりに携わる者は、住民なりそれぞれ通っておられる命を大事にしていかなきゃならんのは当然であります。

一つの考え方としては、今、岡本委員が言われますように、全てが整ってからその要請をするということが一つの方法であります。

もう一つの方法として和東町がとったのは、いわゆる今、大きくお茶の京都として、そして今のブームになって、その中でまちづくりの活性化をしていこうということで、少しひっばってきた面がありますが、その中で一番安心な面はどうだろうかというので、先ほど課長のほうからも答弁させていただきました。

当然これで終わりじゃありません。私どもは京都府、また国へ強く申し上げておりますのは、府道、そして道路、これにはサイクリングというのは、これからの時代にはつきものですので、これが交通にも自転車にも安心な道路行政というのをやっております。これをきっかけとして、今、国にも訴えているわけであります。そのときに、非常に訴えるのが、現実的な訴えとして、非常に届きやすくなりました。

先ほどありましたように、一つは、田辺から井手へ抜けて、そして和東へ入ってくるコース、それからまた、163号へ抜けるわけなんですけど、もう一つは、湯船から307号へ抜けると、これが一つの公式というんですか、いわゆる山城地域の一つの公認のコースになっております。そういったコースに参加させていただいているわけです。

これはでき上がらな参加せんというわけやなしに、地域全体の地域力を高めていくということで参画いたしました。このことによって何か問題が起こることになれば、当然、また部分的に変えていかなきゃなりませんし、基本的には、岡本委員が言われますように、地域住民の命を大事にし、農家の交通も大事にする。そうことを合わせながらやっていく。そこに何か問題あればそれに対応をしていかなきゃならん。

根本的には、これからの道路はサイクリングやら歩く人、こういった人を大事にし

ていく道路づくりを広くこれからも国に要望していきたいと思います。

特に、木津信楽線はまさに狭隘な場所があります。これからも引き続いて国に強く、これで終わりじゃなしに要請をしていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いたします。そのときの手段としてサイクリングを使わせていただこうと、このように思っています。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

やはりこういったものを本当に京都府の主導でやられたことでありますけれども、もう少し地域のそういった声もちゃんと受けた中で、やっていただく必要があるなどというふうに思うんですね。

やはり歓迎されないようなことを200万円もかけてやっても大変もったいない話ですし、200万円あれば、先ほどから言ってますように、交通費の負担の軽減もできるわけで、これは単費でやっているわけですからね、そういう意味では本当に有効な予算配分だと、私は残念ながら思えないものの一つだというふうに指摘しておきたいと思うんです。

それですと、その上の町道維持補修での関係でいいますと、いわゆる毎年のように通学路等の補修であるとか安全対策が要望もされていると思うんですけども、その辺についてはこの29年度はどのような対応をされているのでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

維持修繕という部分で含めますと、道路の補修等行ってまいりました。それと、狭隘なところの改修の計画等についての測量試験費等をここに上げさせていただいて

おります。工事については今後になりますけども、一応、用地の必要な部分を抽出したりとかいうような作業を29年度で行ってございまして、ここに上がっている分でございますと、別所地内の1カ所、それから釜塚地内の1カ所が測量等で上がっております。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本委員のご質問の中で単費が当たっているというお話がありました。これは48ページを開いていただいたらありがたいんですが、サイクリングの2分の1が当たっておるということですので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

さっき丸々単費というご質問がありましたので、48ページをお願いしていただき、ご確認をいただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

その点は確認させていただきます。

いずれにしても、そこに公費を入れているのは同じことですからね、そういう点で、使うのであれば有効なものについて使っていただきたいと思いますし、やはり通学路の関係というのは、全国的には毎年のように事故も起こっておりますし、大変悲惨な事故も起こっております。そういうことが和東で起こらないという保証もありませんので、迅速に要望に応じていただいて、やれるところはしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。1年かけてほとんど何も見られないという状況がありますので、そこはぜひお願いをしたいと思うんです。

次にですね、137ページですけども、放課後児童対策費の関係でお聞きしたいんですけども、先日の委員会でいわゆる今年度について嘱託の指導員の方が1人やめら

れて、ずっとこの間、一人体制で対応いただいているという話をしまして、人の確保がなかなかできないということでご苦労いただいているということだったんですけども、ただ、そういう関係でいいますと、29年度に、もう次の年度は退職されるという事はわかっていたわけですから、人の確保という点ではやはり早いうちから手を打つ必要があったというふうに思うんですが、その辺はどのような対応をされたでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

嘱託の職員につきましては、おっしゃられるとおり、退職される年度はわかっておりました。そのおよそ1年前から職員の採用に向けて人選のほうをさせていただいております、ずっと探してはおったんですけども、なかなか見つからなかったというのが現状でございます。

この間の委員会でも回答させていただいていましたが、今もお募集をかけているだけではなくて、うちの職員を含め、知り合いの方とか、OBの方とか、いろんなところにお声かけをさせていただきまして、今も現状、探しているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

それです、町長、学童保育というのはご存じだと思いますけども、例規集の中にも、いわゆる児童クラブの指導員のどういう方を指導員にすべきかということで、保育士であるとか、教員免許であるとか、そういった一定の専門性を持った方を職員にすべしということで記されております。いわゆるそれだけ専門性を求められる仕事だということなんですね。もちろん今、嘱託でこの間かかわっていただいた先生も、今かかわっていただいている先生もそういう立場でやっていただいていると思います。

ただ、そういった方を恒常的に確保していこうと思えば、しかも嘱託という、ある意味、正職とは違って一定不安定なですね、賃金的もやはり不安定ですし、そういうような職で確保しようと思えば、和東町のようないろんな地理的な条件も含めて大変困難を生じると思うんですね。

そこも踏まえてですね、やはり今後、安定した職員体制を維持していく上でも、正職で指導員を処遇するというようなことも検討していかないと、長期にわたって、例えば、もう少し若い年代の職員であるとかを雇用するということも含めて考えていかないと、そのたびそのたびに人を確保する苦勞するという状況も生まれてくると思います。その辺、町長、今後ですね、人の確保という点でそういった措置も必要じゃないかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

確かに、職員体制というのは大事でありますし、当然、特に条例でうたわれている確保をしていかないといけないということは承知しております。

現状、和東町の体制であります、経験者というのに重きを置かせていただきました。そして、経験者のもとに組織をつくっていこうということで今やってきております。

だから、そういうことを考えていきますと、これがプロパーから育成というのは時間がかかります。そういう意味ではやむを得ず経験者というのを嘱託で雇うということのも大事な方策だと思います。担当課では、1年前からそういう経験者、そういう人を募っているところであります。

しかしながら、なかなか厳しい状況にあるわけでありまして、だから、できませんということやなしに、これはこれとして続けまして、そして緊急避難措置としていろいろな角度から課長が考えてくれているというように私は報告を聞いております。

そういう意味で、今、岡本委員が言われましたように、これから先、考えていくと若い人のプロパーというのも一つの方法ではありますが、うちの実態として置かれている状況の人材配置ということも考えていきたいと、このように思います。

すぐさま職員でいうことになれば、何歳以下とかですね、通常そういう問題があつて、なかなか指導からいくというよりも、やっぱり手ごろな早い話は嘱託で経験者ということになってしまうという一つの長所もあるわけなんですけど、十分それを見定めて、本来の趣旨に合うように考えていくということで、今、岡本委員が言われているのも一つの意見としていただきながらやっていきたいと。

今は募集を続けて、そういう経験を持った人を雇っていきたいと、こういうことで進めておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

今、子供の数は大変減っておりますけども、学童保育を利用する子供さんというのは大変ふえているというふうに聞いております。先日の資料を見ましても、夏休みという限られた期間であったとしても、その時間に60人ぐらいの登録、毎日60人来るかどうかは別ですけども、そういった実態も聞いております。

その中で、やはり子供たちの豊かな保育を保障しようと思えばですね、先生方にも大変ご苦労いただくわけですけども、そういう意味ではやはり安定した職員体制を確保していくということが今後大変重要な問題だと思いますので、29年度からこの間ご苦労いただいていることも踏まえてもですね、ぜひ前向きにそれは検討いただきたいと思うんです。

それと、児童クラブの関係でいいますと、この間、ずっと言っておりますけども、いわゆる時間延長の問題、それから保育料の問題を長年この間ずっと据え置いてきたということもありますから、いろいろとほかの面で努力いただいている面はあるんで

すけども、児童クラブ、学童保育についてももう一步踏み込んでいただきたいということで、29年度におきましても繰り返し要望していたことですが、残念ながら、29年度については現状維持ということでなったわけですが、その辺現状維持として終わった経過について担当課としてどのようにお考えか、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

まず、学童保育ですけども、従前からいただいています時間の延長の関係かと思われれます。

従前から申しますとおり、今、ニーズがないだけではというお話も以前からいただいております。6月の質問をいただいたときの答弁でもしていたと思うんですけども、子ども・子育て事業計画というのをことし、来年、2カ年で作成いたします。その前段として、30年度で保護者向けのアンケートを一定出させていただく予定をしておりますので、その中で保護者の方にどんな形がいいのかというのを、時間の関係も含めて、体制も含めた中でアンケートを入れさせていただこうかなと計画を今しておりますので、今それを策定中でございますので、そのアンケートをもとにまた随時検討していきたいかなとは思っておりますのでございます。

保育料の関係でございますね。保育料につきましては、今のところ担当職員のほうにも指示はしておるんですけども、近隣また京都府からの補助金等の関係とかも踏まえまして、今のところ資料を集めた中でやらせていただいているところです。

さっきの委員会でもありました来年10月から、3歳以上の無償化ということもございまして、今のところ、さきの委員会でも申し述べましたけど、資料等一切まだうちのほうには届いてない状況でございますが、日々から京都府のほうには働きかけて、まだ来ないかなというような話をさせていただいております。それが来次第、すぐ

さま対応のほうはさせていただくつもりでございます。

来年度当初予算のほうにのるか、もしかしたら補正になるか、国・京都府の動きがわからないところでございますので、それが来次第、また対応していきたいと思えます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

済みません、私の言葉足らずだったかもしれませんけども、基本的に学童保育の話をしてますので、保育園の保育料じゃなくて学童保育の保育料の、今、月額7,000円になっています保育料の引き下げについて、29年度も据え置いて現状維持ということでしたので、その辺の経過について伺ったわけですけども、これは一応委員会でも触れましたので、これ以上触れませんが、やはり時間延長の問題というのは、今、通わせておられる保護者の方の状況はどうかということももちろん大事なんですけども、その中で1人でも2人でも必要な方がおられたら、ぜひ応えていただきたいと思えますけども、ただ、やはり前から言っていますように、今、保育園のほうは6時半まで延長いただいております。いわゆる保育士の体制を整えば、7時も含めて延長したいということで園長の先生からはお話を伺っているわけですけども、そうなりますとね、学童保育の時間と保育園の時間が1時間も最後は夕方の時間があいてしまうということになりますし、大体、保育園から卒園されて学校に行かれたときに、学童保育に預けられるような方は引き続き働いておられるわけですよ。だから、そういう意味ではよっぽど職場が変わったりとか、近いとこでできるようだったらまた別ですけども、同じような職場で働かれている場合は、30分も1時間も早く迎えに行かなくちゃいけないということに必然的になってしまうわけなんですね。そういうことも含めてですね、やはり和東町の地理的な位置ということも含めてですね、せめて保育園と同じ時間で対応してもらわないやはりずれがあるというのは大変適切じゃな

い状況だと思しますので、今の現在の保護者の方のニーズももちろん大事な一部なんですけれども、そういう客観的な和束町の置かれている環境というものも含めてですね、一定、前向きに検討いただきたいと思うんですけども、その辺、もう一度いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

おっしゃられるとおり、今、現状、保育園との最終の終了時間、30分ずれございます。学童保育につきましては、今現在6時終了となっております。学童保育につきましては、従前からずっとご意見、ご要望なりいただいておりますが、今のところ、確かに、保護者に個別に聞かせていただいても、まだ、それ以上の延長という強い要望というのは今うちのほうには入ってきていないのが現状でございます。

ただ、岡本委員おっしゃられるとおり、次年度以降もお子様は随時おられるわけで、どの段階で時間の延長をしてもらわないと無理やというようなお話をいただくかもわかりません。そういうことも含めまして、アンケートの結果、また日々の中で保護者の方とお話しさせていただく中で、また調査研究のほうもさせていただいて進んでいきたいかと思えます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

以前、保育園のほうで0歳児保育のほうを何年か前に実施いただいたわけですけども、そのときも半年ぐらいは利用がなかったんですよね、たしか。ただ、やはり一度そういう形で誰かが利用されている中で、今、かなりの方が半年立ったときに利用されるような定着するというふうになってきました。ですから、保護者のほうとしては、

一定そういった改善がなされればですね、そういう中で仕事も見つけれますし、そういった対象もふえていくということになりますので、ぜひ、そういうことも含めて前向きに検討いただきたいと思います。

次に、173ページの住宅費にかかわってなんですけども、平成29年度におきましての町営住宅の募集のほうをされてですね、ある意味、ずっと長年にわたっていろんな改修もあったと思うんですけども、募集というものがされてなかった中で、29年度はされたと思うんですけども、その辺の経過と結果について説明いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

町営住宅につきましては、平成29年11月に募集をかけまして、確定をした結果、時間はかかったんですけども、5月連休前に入っていただくような措置がとれました。たしか、高齢者が3世帯、それと世帯住宅が3世帯ということだと思います。今、細かいデータを持っておりませんので、申しわけございません。一定の成果はあったと思っております。

募集につきましても大きくはみ出すような状況でもございませんでしたので、住宅審議会を経て整理をさせていただいたところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

以前、部屋があいていてもなかなか募集がかからないので、入れないという状況があった中で、29年度にそういった募集をかけられて、一定、入居されたということは、ある意味、町営住宅のあり方としては当たり前といえば当たり前なんですけども、

それはそれでとりあえず全て部屋のほうは埋まったというか、今後も募集するという環境はあるんですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

じつは前回の募集で世帯住宅のほうは埋まり切りませんでした。高齢者のほうもその後、亡くなられたりした関係もありまして、部屋があいてきているのが現実でございます。できることであれば、本年度もう一回募集をかけたいということで、今、担当のほうは準備を進めております。これにつきましては、一定の修繕を行った後に募集をかける予定をしております。修繕につきましては、ほぼこの秋、9月いっぱいぐらいで完成するということを聞いておりますので、その後、できれば年度内にもう一回募集をかけたいと思っておりますので、また、そのときの募集の状況によると思います。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

そういった形で町営住宅のそういったあきがあれば適切に募集して住んでいただくという流れを今後ぜひつくっていただきたいというふうに思うんですけども、それと、これに関連しまして、今、ちょうど入居者の募集をされたので、久しぶりと言ったらあれですけども、いわゆる選考委員会のほうを持たれたと思います。

それで、選考委員会のほうではですね、この例規集を見ますと、委員8名を持って組織することになっておりますね。いわゆる学識経験者4名と社会福祉団体役員4名ということで8名の方で組織されているというふうに聞いておりますけども、そういう形で一応29年度そういうふうになされたと思うんですけども、この学識経験者の中にいわゆる部落解放同盟の役員の方を入れているというふうにはずっとされてきましたけ

ども、それは解消されたんでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

去年の募集につきましても2名の方に入っていただきました。これにつきましては、過去の住宅の経過もございます。それと、もう一つは、今回の募集につきましても、ほぼ住宅と同地域の方の募集がありましたので、一番事情のわかる方ということをお願いをしたのが経過でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

ページ168ページをお願いします。

その中で、緑線コースの維持管理負担金ということで48万6,000円という金額を上げていただいております。ご存じのように、緑泉コースの中でまだ未整備になっておるのが旧水道のポンプのここからせせらぎの道ですね、これから階段をのぼるところまでですか、そのあとは階段があって、天空カフェの間ももう少し改善が必要であろうかと、このように理解をしておりますし、磨崖菩薩の周辺の伐採等々についてもまだ完全に行われておらないというふうに理解をしております。

今回の48万6,000円ということなんですけれども、今後この金額だけでは到底おぼつかないわけですが、計画等をどのようにお持ちになっているのか、その進捗等お願いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

昨年度実施しました緑泉コースの維持管理につきましては、茶畑ハウスが長井の遊休地だと思うんですけども、たしか農地でなかったです。そちらのところに一時的に置かせていただきまして、あそこに人の流れができますんで、その裏のところに木を伐採したり竹を伐採したり、あそこの草刈りを行ったところでございまして、今年度も同様の予算をつけておりまして、未整備だった今おっしゃられた箇所ですね、水道のポンプ場のところからの道というのを予算が許す範囲で進めていって、天空カフェのところに通じる道というものを何とか整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

河川の擁壁等を整備されて数年たっております。弥勒磨崖仏のほうの伐採につきましては丹念にやっていたいただきましたけども、完成には至ってないように思っております。一つの事業として始めあれば終わりというところまでなるべく早く予算をつけていただいた中で完成をしていただきたいなど。それが観光の方が来られたときには一つの散策ルートとして時間的な提供もできるかと思っておりますので、より積極的をお願いをしておきたいと、このように思っております。

次に、178ページの消防団のほうの退職報償金で五百十何万円上げていただいております。これは私の危惧だけのことになるかと思うんですけど、かつて新聞の中で幽霊隊員という方がどこかの自治体でおられてですね、その方に対して退職金を支給しておったと。これが話題になったことを私は記憶しておるわけなんです。

といいますのも、当町におきましても、消防団員の人数の確保というものが各地域で深刻になっております。地域におらなくて住民の方が他方に出勤されておられた方、

これは幽霊じゃないんですけど、そういう方もおられるように聞いておりますし、和東町にはそういったことはめったにないとは思いますが、そういった細かなチェックも事が起こるまでにチェックを入れていただくということが望まれるんじゃないかと私は思っておりますので、その辺の管理状態についてご答弁いただきたいと思っております。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町の消防団の定数でございますが、条例上、276人ということに定められております。実際、そのうち基本団員という形で登録していただいている団員につきましては183名、そして機能別団員数ということで35名の登録がございます。

実際、和東で住所を持たない、勤務をされてない団員につきましては、やはりこの部の定数を満たすためにほかのまちではそういう事例があったというふうに聞いておりますが、今、説明させていただきましたように、現在58名の欠員という状態になっております。それぞれの部に、再度、うちのほうから確認をしますとともに、実際、定数確保できているのが東分団第1部ということで、ハマ地区の消防団につきましては20名中20名確保できているということで確認ができているところでございます。

ほかの新聞等で問題になったことがないような形で再度チェックをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今回も台風21号によりまして風の被害で府道沿いの道が、原山地内の中で枝が折

れて通行不能になっているところを消防団員の方がパトロールをしていただいでですね、積極的に除去していただいた。非常にありがたいとであったと思っております。

そしてまた、先ほども質問がありましたように、自主消防団というものを組織されて、それに対して温かい補助金を出しておるということでもございましたので、あえて気にはしてないんですけれども、こういうことがあったということは記憶にとめた中で、今後、注意をして対応していただきたいなど、このように考えていますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それから、次に、ページ飛びますけれども、304ページですね。これは介護保険料のほうの不納欠損額、これは保険料ですので、欠損になるのが一つの事柄だけだろうと思うんですけれども、平成22年では44万円、23年は55万円、そして24年では116万円、これは突出しているわけですが、そのあとは大体65、50というふうな金額が不納決算されているわけですが、答えは大体わかるんですけど、件数とその原因についてご答弁だけお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

金額につきましては、今ありましたように、45万7,367円でございます。件数につきましてはですね、14人分の不納欠損になります。このうち時効が成立してしまった件数でいきますと、それが10人、死亡されて、またご家族様とかがいらっしゃらない、または支払い能力がないということで、時効成立なりしてしまった方が4人ということでございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今のご案内でわかるわけですが、この状態はこの10年間ほとんど変わってないという状況で理解していいんですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

毎年同じような状況でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

私、これを聞きますのはね、やはりこれから団塊の世代というものが高齢者に向かっていくわけですから、不納欠損のこの件につきましては、福祉課については目を光らせていただきたいなど、このように思います。

ただし、死亡される場合につきましてはね、やはりこれは保険料ですので、本人が亡くなっていると徴収できませんので、こだわるわけじゃないんです。

それとですね、第1日目で一般質問の中で質問された議員さんの中で、いきいき元気塾とか、すこやかファイト教室、シニアライフサポート学習事業、これが健康寿命に寄与しているというような発言と、それから人数の発表をいただきました。これらの三つの事業で年齢対象というのは縛られた中で事業をされているわけですか。あるいは、いきいきでも健やかでもシニアでも全対象という形の中での事業なんですか。その辺のお答えはどうですか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、一応、介護予防の事業という位置づけでやらせていただいて

おります。ですので、一定、第1号被保険者、65歳以上の方をというのでは思っておるんですけども、シニアライフサポート学級につきましては、申しわけありません。手元資料なく、実際の年齢が65歳以上で受けているかというのは、今、お答えができません。

○委員長（吉田哲也君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田 勇君）

岡本委員の質問の関連ですけど、私、条例集持ってないからわかりませんが、先ほど住宅審議会の委員さん8名選出したと条例に書いてあるとおっしゃいましたけども、その中で地域の団体の役員が入ってはならぬということが書いてありますか。先ほど地域の役員さんがどうのこうのとおっしゃっていたので、課長、その中に学識経験者だけでしょう。何々の役員さんとか、そういう指名はしてあるんですか、いけないということ。学識経験者ということですよ、それが示されているんですよ。どうです。どこどこの団体の人が入っているん違うかというようなことをおっしゃったん違うんですか。議事録見てもらったらわかりますけども、それがうたってあるならばしかり、うたってなかったらちょっと問題になります。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません、今、条例を調べておりますので、時間をください。

○委員長（吉田哲也君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田 勇君）

条例調べるって、8人、委員さんを選んだんでしょう。そのうち4名が学識経験者と書いてあるんでしょう。その学識経験者とは何なんぞやということを知りたいので

すよ。各種団体とか何とか言わはったけど、その団体が入っているんですかと、それがうたってあるんですか。学識経験者とは何です。それを聞きたいんですよ。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

条例については、和東町営住宅入居者選考委員会規定というのがございます。この中の第3条 組織というところに、委員会は委員8名を持って組織すると。委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱するということで、学識経験者4名、社会福祉団体役員4名ということでございます。

先ほど岡本委員のほうにも答弁させていただきましたけども、今回の委員の選定につきましては、地域の方しかおられませんでしたので、一番実情のわかる方をということをお願いした経過がございます。

○委員長（吉田哲也君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田 勇君）

その地域の募集がどうのこうのじゃなくて、和東町全体の委員さんでしょう。だから、そんなん一々地域がどうのこうのと言わんと、何名が出ましたから4名は社会団体の人を、4名は学識経験者と、そんでいいん違うんか。何で募集が地域の人でしたら、その地域の実情をよく知っている、そんなこと言う必要ないんですよ。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

理解のほうが悪っていたかもわかりませんが、一定、うちとしましては、実情の一番わかる方ということでそういう説明をさせていただきました。申しわけございません。

○委員長（吉田哲也君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田 勇君）

実情がわかる学識経験者と言ったらそんでいいいいんです。余計なことをつけ加えるから誤解を招くんですよ。別に選ばれる者は町長が任命するんですから、あなたが任命するん違うから、条例どおりにしてください。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

途中になりましたので、また戻らせていただきたいと思います。

先ほどはいきいき元気、すこやかファイト塾、シニアライフサポート、これについて質問させていただいていたわけなんですけども、課長、高齢者の人口って何歳からだと理解されてますか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

先ほど答えられなかったシニアライフサポートの年齢のほう、これにつきましても65歳以上の通常一般の高齢者でやらせていただいております。

今ありました質問でございますが、私の認識としましては、介護保険担当課として一般高齢者65歳以上という認識を持ってやらせていただいております。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

今、65歳以上ということで回答をいただいたんですけど、高齢者という規定の

中で65歳ということはどこにもうたっていないわけですね。だから、これはあくまでも日本企業独特の定年制をもって、生産年齢を過ぎたら高齢者だというふうな位置づけの中で、高齢者ということが65歳だと皆さん認識されておるわけでございます。

しかしながら、人間の寿命というものが年々延びてまいりまして、75歳でも昔の65歳以上の体力と知恵と気力と持っておられる方がたくさんおられます。

そこで、私、質問させていただいたのは、この三つの塾をさせていただいているんですけども、やはり年齢層によって、この中で物足りない、あるいはこれでは、私、もっと元気あるのに、こんなところへ来るのとかね、あるいはそういうような違和感を感じて来られている方があろうかと思えます。だから、65歳なら65歳の元気な方のサポート塾、あるいはちょっと病気がちだと思われる方のサポート塾、やはり段階的なものを提供して、その場に当てはまる方をサポートして、介護のほうから進行しないとしていただくほうが、よりスムーズな健康寿命を延ばしていけるという一つのプロセスにつながってくるんじゃないかと思うんです。だから、そういうようなことで、福祉課長には大変恐縮なんですけども、そういった事業展開を今後進めていただきたい。

そして、町長の答弁にありましたけれども、京都府下では健康寿命の上位のほうに和東町はいるんだというふうなことでしたけど、そういうことやなしに、和東町は京都府で一番になるんだと。もしくは日本一になるというふうな気構えの中でこういった1つ1つの事業を真剣に考えていただきたいと、このように思いますので、今後ひとつよろしく願いをしておきたいと思えます。

以上で終わります。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

先ほど間に他の委員の話も出ましたけど、先ほど課長はこの選考委員会について、

今回のケースはいわゆる条件の中でよく知っておられる方だからこの人をお願いしたなんて言い方をされましたよね。そんなことないと思うんですよ。じゃあ、これ実際に任期も2年ありますしね、要はそういう2年任期で再任を妨げない中で延々とずっと委員を選んでおられるわけです。今回のケースにこの人をお願いしましょうとかいうことでやっているわけじゃないんですね。

私が言っているのは、この町営住宅というのは、もともとが同和対策事業として建設された、整備された経過がありますから、その際に、いわゆる特別法が終結する以前の話であればですよ、いわゆる運動団体の役員の方がそこに入られて云々ということとは、もしかしたら適切だったかもしれない。

しかし、いわゆる特別法も終わり、先ほどから「地域」「地域」と言われるけども、同和地域なんていうことはないわけです。その中で町営住宅というのは基本的に町営住宅だと。町の所有のもとで全ての関係する住民の方が条件さえ合えば入居できる、そういう物件として募集をされているわけです。そういうものを選考する委員とて、私はこれを確認しておきたいんですけど、この学識経験者4名の中に2名ですね。いわゆる枠として、いわゆる運動団体の解放同盟の東支部の役員の方をこの二人の中にそういう人としてここにに入れていただいていると、任命をされていると。たまたま役員をされている方がたまたま入られたんじゃないなくて、いわゆるそういう運動団体の役員ということで来ていただいていると、二人、枠をとって。それはそういうことでよろしいですね。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回、学識経験者、こういうことで、いろいろとそういった住宅入居に当たって精通をされているであろうという判断が町長にあるわけですから、その町長がそういう

判断に立って委員を委嘱するというのは、これは当然のごとくであります。結果論で物事を決めているものでありません。スムーズに審査会が進んでいくということから、そういう学識経験者という概念で委嘱させてもらっておりますので、その点、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

そういうことで、役員の方の枠をとって2名の解放同盟の方を選んでそこに入れていただいているということですよ、要はね。たまたまその役を持った方がその委員とされたんじゃないなくて、学識経験者として運動団体の役員の方を2名確保して入れているということだと思っんですよ。それが今、必要なかということなんですよ。

そんなことを言い出したら誰でも入るんですよ、この住宅。どの地域であってもね、どの行政区であっても、また、ほかのよそから入ってきた人もいるかもしれない。そんなことわかりますか。だから、そういう意味では、運動団体の方をわざわざご指名して選考委員になってもらう必要性はないということなんです。そうでしょう。

だから、そういう意味で、特別法が終結して何年たちますかね。町長が町長に就任されたときぐらいにもう終わっていると思いますけども、それから20年近くたって同じような同和地域があるっていう、先ほどから課長が、しきりに「地域の」「地域の」「地域の」って言われますよね。いまだに同和地域っていうね、何もないものに対してまだあるというような認識でおられるからそういう言葉が出るんですよ。

ですから、終結するっていうことは歴史的にそういったものが必要なときもあったかもしれないけども、今現段階ではですね、町営住宅の入居者を選考する委員として民間の運動団体の方をわざわざ指名してやってもらうような条件はもうないということですから、町長が人事権を持っておられるわけですからね、今後はそういうことを基準にせずに、そういうことはもう役目は終わっていただいたということで、そうい

う学識経験者の中から外していただいて選考し直していただきたいなど。その中で住宅の入居について、一般住宅ですからね、そういう中で選考していただきたいなというふうに思いますけども、町長、それはいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、質問にもありましたように、町営住宅は目的は住宅であります。対象地域は和東町全域にいたしております。そういったことの入居者を審査するに当たっては、先ほど言いましたように、委員の枠にはいろいろとそういった経験とか知識は持っておられる。経験もしていただいたという判断を町長がするわけですから、今の状況でスムーズに、そして実態に合うように、そして、その設立趣旨から間違わない方向で考えていくとなつて、主体的に選ばせていただきますので、それはそのときの状況の判断であるわけでありませう。

たまたま、今、言われたように結果論か知りませんが、私は今までの経過も十分大事にしながら判断してきたという私の今までの経験を重視してきたと、こういうようにご理解いただけたらありがたいと思います。

経験というのは非常に大事なことであります。経験が全て悪いという判断には私は立ちたくはありません。経験を生かさせていただくというのは学識経験者であろうと、私はそのように理解をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、提案されました平成29年度決算認定について、認定第1号、3号、5号、6号、7号について反対する立場から討論を行います。

まず、認定第1号、一般会計についてであります。

平成29年度は、国政においてはいわゆる「アベノミクス」の破綻がますますあらわとなり、その地方版である「地方創生」も同様に、施策の底の浅さ、薄っぺらさが露呈をしております。つまり、もともと「アベノミクス」は庶民生活など眼中になく、庶民の犠牲のもとで一部の大企業や富裕層を肥えさせる政策であり、必然的に格差と貧困を拡大することとなり、実際そうなっています。

「地方創生」においても、そのテーマに地方が抱える深刻な問題の一つである少子高齢化や人口減少、雇用などを挙げつつも、その解決や改善に本気で取り組み、根本的に打開する気などさらさらなく、専ら観光などに特化した一時的、その場しのぎ的な内容であり、本町の29年度決算は、まさにその影響をもろに反映した内容になっていると言えます。

そのゆがみあらわれとして多額の黒字会計が計上される一方で、住民生活は重い税や保険料負担に苦しみ、税や保険料、使用料等の滞納問題を抱える結果となり、出生数の減少や引き続く人口減少傾向に歯どめがかからないことにもあらわれていると考えます。

私は、予算審議の際に特に五つの分野、つまり定住促進、公共交通、観光、東部連合、同和行政を例に挙げ、改善を求めましたが、この1年間の取り組みの中で一定の前進や改善は見られた部分もございますが、どの分野におきましても十分な改善は進みませんでした。

それに加えて、決算に当たり指摘しておきたいのは、全体として住民の暮らしを支える視点が極めて弱かったことです。29年度予算は町長選挙を控えた骨格予算としてスタートし、町長再選後、6月議会、9月議会などで肉づけが行われましたが、そ

の大部分が観光関連でありまして、日常的な暮らしにかかわる部分での肉づけはほとんど行われなかったことにもあらわれております。

その一方で、28年度に検討された水道料金の25%もの値上げを盛り込んだ計画が一方的に公表され、質疑でも明らかになりましたが、税等の徴収業務において納税者の生活実態の把握や分析もほとんど行わず、税機構と一体となって無理な徴収を強めていることは言語道断であります。住民福祉の向上と命を守ることに何よりも責任を負うとの地方自治体の本来の役割に立ち返った行政を強く要請し、反対討論といたします。

次に、認定第3号、国保会計決算についてであります。

国民健康保険事業については、高過ぎる国保税の実態、条例減免制度の形骸化、人権侵害の滞納世帯の税機構への機械的な移管と短期保険証の発行など、安心できる医療、国保と言う点で改善すべき問題が多くあると考えられます。

しかし、残念ながらどの点についても見るべき改善はなされておりません。特に高過ぎる国保税ゆえに発生する滞納問題に対し、本来役割を役割を發揮すべき税等の減免制度はそもそも知らされず、適切に機能していない。

さらには、滞納を抱える被保険者の生活実態の把握や分析も行わず、機械的に税機構に移管し、事実上、放置している実態が浮き彫りとなりました。このような状況の一方で、財政上は5,000万円を黒字を計上している決算の実態は、国民の命と健康を守る社会保障制度としての国保の役割を果たせていないと言わざるを得ません。いま一度、被保険者の命と健康、生活を守るという国保制度の原点に立ち返った運営を強く求め、反対討論といたします。

次に、認定第5号、下水道会計決算についてであります。

下水道事業については、環境面での改善など、事業の趣旨や狙いは十分理解できるものですが、肝心の水洗化がなかなか進まない要因である接続に係る多額の費用への適切な支援が今なお行われていないことは、事業そのものの土台にもかかわる問題で

あると考え、反対するものです。

次に、認定第6号、介護保険会計決算についてです。

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護、生活尊厳を支えることを目的として創設されましたが、幾度の改定を経るたびに、保険料・利用料負担の増大、サービスの削減、介護報酬の大幅カットなどが繰り返され、当初危惧された「保険あって介護なし」の事態が深刻化しています。

29年度においては、要支援1、2の認定を受けた方の一部サービスを保険給付から除外し、町事業の「新総合事業」への移管が行われました。行政におかれては、総合事業の実施に当たり、さまざまな検討と努力をいただいたとは思いますが、安上がりのサービスにもつながる「緩和型サービス」の実施と、必ずしも介護認定によらない、簡易なチェックリストを軸とした判定によるサービス供給への道を開いた点は大変重大です。

また、何よりも和東の高齢者を苦しめているのが、高い保険料負担です。決算では、普通徴収の方の徴収率が約80%にとどまっており、重い負担であることは明らかです。

その一方で、実質収支で約2,600万円もの黒字を計上しており、負担軽減の条件は十分あるにもかかわらず放置し、無理な負担を押しつけていると言わざるを得ません。

以上の問題点を指摘し、反対討論といたします。

最後に、認定第7号、後期高齢者医療会計決算についてです。

平成29年度から、これまで実施されてきた保険料の軽減措置が安倍政権の医療制度改悪により段階的に廃止され、保険料の値上げが高齢者に押しつられております。制度の発足当初から懸念された果てしない負担増が現実化しており、国や広域連合におかれては、軽減措置の廃止の中止や軽減の実施等を行うようもとめるとともに、町として独自に軽減策を実施することを改めて強く求めます。

何よりも後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきものであることを指摘し、反対討論といたします。

○委員長（吉田哲也君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

平成29年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

平成29年度の決算状況では、一般会計の歳出総額は、前年度と比較すると△14%の31億3,464万3,000円で、決算規模は減少しておりますが、農林業費については茶産地として生産基盤の強化を目指した産地パワーアップ事業、有害鳥獣対策、また青年就業給付金事業を実施されており、農林業費全体では、対前年度費伸び率84.6%の増加となり、基幹産業の振興に取り組まれていることが伺えます。

教育費については、今夏の酷暑と言われる猛烈な暑さ対策として、和東小学校における空調整備の実施、ICTの活用に向けた小中学校の校内LAN整備など、教育の振興に取り組まれています。

また、子育て支援としては、医療費無料化の拡充に向け、すこやかエンジェル基金への積み立てを実施されるなど、和東を担う次世代の人づくりに重点を置かれた決算となっております。

そして、地方創生3年目として、移住・定住に向けた空き家バンクの開設や時代に沿った働き方改革にも着眼され、サテライトオフィスの拠点整備事業や京都府並びに相楽東部3町村による相楽東部みらいづくりセンターの体制も強化され、広域バスの運行を開始されるなど、広域的な事業を実施されています。

また、和東町が目指す交流人口の拡大は、観光消費額のアップと地域経済の好循環をもたらすものであり、そうした中、お茶の京都博エリアイベントとして茶畑ビュー

イングの実施やお茶の京都に合わせた和東町観光案内所のオープンにより、前年度を大きく上回る観光客が訪れ、京都府内の伸び率では第2位と、さまざまなメディアで和東町が取り上げられ、国内外へ向けた情報発信の強化に努められました。

以上、基幹産業の振興、教育の充実、子育て支援、移住・定住と交流人口の拡大に向けた事業実施とともに、府道宇治木屋線のトンネル化の早期実現から早期完成へと、将来の和東町の展望を見ることができ1年でありました。

今後におきましても、ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東の実現を目指したまちづくりを推進されますとともに、多発する災害への危機管理体制と防災対策の強化を図られますことをお願い申し上げまして、平成29年度和東町一般会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

議員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（吉田哲也君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

賛成です。

平成29年度和東町国民健康保険特別会計決算について、賛成討論をいたします。

平成29年度の国民健康保険特別会計は、事業勘定、直診勘定合わせて、実質収支約6,150万円の黒字決算となっています。

歳入の主財源である国民健康保険税の収納率は、現年度分、滞納繰越分とも前年度を上回っていることですが、地方税機構との連携の中で、収納率の向上に努めなければなりません。

また、給付に係る医療費負担はまだまだ高い水準で推移しています。そのため、予防に力点を置くことが重要で、平成28年度から特定健診の自己負担を無料化されたほか、人間ドックについても5割負担を3割負担に軽減されました。

今年度から国保の財政運営は都道府県が担っており、市町村は資金繰りに心配する

必要はないことではあります、医療費の抑制、保険税の縮減に結びついたような施策の展開を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

賛成です。

平成29年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

下水道は、国民共通の社会インフラで、河川などの公共用水域の水質汚濁防止や良好な水環境を創設するためには欠かせないものであり、循環型社会を形成するためにも最も重要な事業の一つです。

本町においても下水道の基本的な役割である良好な水環境を創出し、住民の快適な生活環境の確保に取り組むため、限られた予算の中でコスト削減と事業の効率化を図り、効率的で費用対効果の高い事業を行い、平成24年度には計画区域における整備率約100%を達成し、整備効果は一様に発揮しているものと判断します。

近年の課題としましては、施設の一定期間の使用による経年劣化が見受けられ、機器の更新時期を迎えているものであり、近年は処理場・管路双方とも維持管理経費が増額になっていることは今後の大きな財政負担となり得ないと不安視するところではありますが、日々の日常管理を徹底いただくとともに、他の公共事業との関連性を十分に図りながら、コスト削減と事業の効率化を目指し、工夫を凝らした事業執行により、水環境の改善と生活衛生の向上を図っていきたいと思います。

したがいまして、私は、平成29年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算については賛成するものです。

以上、委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにございませんか。

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

賛成です。

私は、認定第6号 平成29年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

介護保険制度が施行されて18年が経過し、平成29年度における保険給付費は総額約5億5,000万円余りとなっており、第6期介護保険福祉計画で見込んだ給付費を若干超えておりますが、事業計画に基づく円滑な制度運営がなされていると判断されます。

また、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護認定を受けずとも、基本チェックリストによる判定のみで生活支援サービスが利用できるようになり、生活支援サービスに係る費用として約460万円余りの額が、また、いきいき元気塾やすこやかファイト教室などの介護予防事業として約400万円余りの額が支出され、高齢者の自立に対する支援が一層進んだものと評価できるものです。

また、利用料負担の低所得対策として、高額介護サービス費などに約2,000万円、施設サービスに係る食費・居住費の自己負担額の軽減を図る特定入所者介護サービス費に3,700万円余りが支出されており、低所得の方でもサービス利用が困難とならないよう適切な運用がなされています。

本町の介護保険料は全国平均より高くなっていますが、これは先ほど述べましたように、多くの高齢者が施設入所や在宅サービスを利用されているためで、介護が必要な方にサービスが十分に提供されていることから、それだけ和束町の介護サービスが充実していると言えるものです。

今後も一層の保険給付費の適正化を要望して、私の賛成の討論といたします。

議員各位の賛同を期待いたします。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにございませんか。

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

賛成です。

私は、認定第7号 平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、制度創設以来、丸10年が経過し、すっかり住民の中に定着した制度になってきております。

こうした中で、平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額約6,490万円、歳出総額約6,450万円となっており、歳入歳出差引額は約40万円の黒字であります。

収入の主なものは保険料収入で、収納率は現年度分で99.3%で、制度の周知と収入の確保に努めた結果であると理解しております。

また、歳出については、後期高齢者医療広域連合への納付金として、町が徴収した保険料及び被保険者の保険料の軽減分を府と町が負担する保険基盤安定化負担金が主なもので、いずれも適正な予算執行が行われております。

今後も対象者である高齢者に対する親切丁寧な対応とともに、保険料の徴収に当たっては特別徴収が原則であります。普通徴収の被保険者に対しては口座引き落としの勧奨など被保険者の利便性の向上に努めるなど、適切な対応を図っていただくよう要望し、私の賛成討論といたします。

委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

ほかにございませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 平成29年度和東町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 平成29年度和東町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成29年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 平成29年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 平成29年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成29年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第4号 平成29年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号 平成29年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 平成29年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 平成29年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第6号 平成29年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第7号 平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第7号 平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る9月20日午前9時30分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知をいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時20分 閉会

平成 30 年 11 月 28 日

決算特別委員会委員長 吉 田 哲 也